

相生市次世代育成支援
後期行動計画

(案)

平成22年3月

兵庫県相生市

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格.....	1
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定体制.....	2
第2章 本市における現状.....	4
1 人口等の現状.....	4
2 ニーズ調査結果からみる状況.....	10
3 前期計画における現状と課題の整理.....	14
第3章 基本理念と基本目標.....	34
1 計画の基本理念.....	34
2 計画の基本目標.....	34
3 計画の体系.....	37
第4章 施策の展開.....	38
1 地域における子育て支援の推進.....	38
2 ワーク・ライフ・バランスの推進.....	47
3 母親や乳幼児などの健康確保と増進.....	50
4 子どもにやさしい環境整備の充実.....	54
5 教育環境の整備と健全育成の充実.....	57
6 支援を必要とする子どもへの取り組みの充実.....	62
第5章 計画の推進.....	66
1 庁内推進体制の整備.....	66
2 関係機関等との連携・協働.....	66
3 計画の進行管理.....	66
4 計画の目標事業量（特定事業）.....	67

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

少子化の流れを変えるため、平成15年7月に次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方自治体、事業主、家庭による次世代育成支援対策への取り組みが行われてきました。

それを受け、本市においても、平成17年3月に「相生市次世代育成支援行動計画（以下、前期計画）」を策定し、子どもたちの豊かな心、人間性を育てるために社会全体での取り組みを推進してきました。

しかしながら、我が国では平成17年に人口動態の統計を取り始めて以来、初めて総人口が減少に転じ、出生数及び合計特殊出生率が過去最低を記録するなど、少子化に歯止めがかからず、今後も進行していくと予測されています。

次世代育成支援行動計画は5年を1期とした10か年計画であり、平成17年度から平成21年度までの計画期間である前期計画が終了となりました。そこで、前期計画を見直すとともに、近年の国の動向や子どもや子育て家庭を取り巻く状況、市民のニーズを踏まえ、「相生市次世代育成支援後期行動計画（以下、本計画）」を新たに策定し、今後を見据えた新しい計画の実現に向けて取り組んでいきます。

2 計画の性格

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画です。また、「相生市総合計画」を上位計画と位置づけ、「健康あいおい21計画」や「相生市障害者基本計画」などの関連計画との整合性を図るものとします。そして、本計画では少子社会に的確に対応するため、妊娠期や乳幼児期、思春期といった各ライフステージに対応するとともに、子どもや子育てにかかわるすべての人に対する総合的な次世代育成支援について、本市がめざす方向性を示しています。

3 計画の期間

本計画は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間を計画期間とします。

平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
前期計画期間									
				見直し	本計画（後期計画）期間				

4 計画の策定体制

次世代育成支援対策を推進するためには、行政、事業所、市民が一体となった取り組みを行うことが求められています。そのため、計画の策定段階より、関係機関や団体、市民との連携を図り、多くの議論のもとに策定作業を進めてきました。

また、市民へのニーズ調査や関係者へのヒアリング調査の実施、パブリックコメントの実施など、幅広い市民の意見を反映した計画づくりを行いました。

(1) 策定委員会の開催

計画を検討する場として、保健・医療・教育・福祉等の代表者や保護者、地域団体の代表、学識経験者などで構成する「相生市次世代育成支援行動計画策定委員会」を設置し、計画の審議・検討を行いました。

(2) 推進協議会の開催

本市における次世代育成支援対策の推進に関し、必要となる措置について協議することを目的に設置された「相生市次世代育成支援対策推進協議会」において、計画の審議・検討を行いました。

(3) 庁内検討会議の開催

子育て施策を担当する部課が連携を図り、安心して子どもを産み育てる環境づくり、地域ぐるみで子育てを支えるシステムづくりを推進することを目的に設置された「子育て支援庁内連絡会議」において、計画の取り組み状況の整理・検討を行いました。

(4) ニーズ調査の実施

平成 21 年 3 月に前期計画の計画期間が終了するため、市民の子育て支援に関する生活実態や意見・要望などを把握し、新たな「計画」を策定するため、平成 21 年 3 月 9 日から平成 21 年の 3 月 25 日までの期間でニーズ調査を実施しました。

○調査の種類と対象者

調査の種類	対象者
就学前児童調査	相生市在住の就学前児童を持つ保護者を対象
就学児童調査	相生市在住の就学児童を持つ保護者を対象

○配布数・回収数・回収率

調査の種類	配布数	回収数	回収率
就学前児童調査	500	282	56.4%
就学児童調査	500	269	53.8%

(5) 関係者等へのヒアリング調査の実施

ニーズ調査において十分な把握が難しかった点について、関係者や団体へヒアリング調査を実施し、補足的に計画へ反映しました。

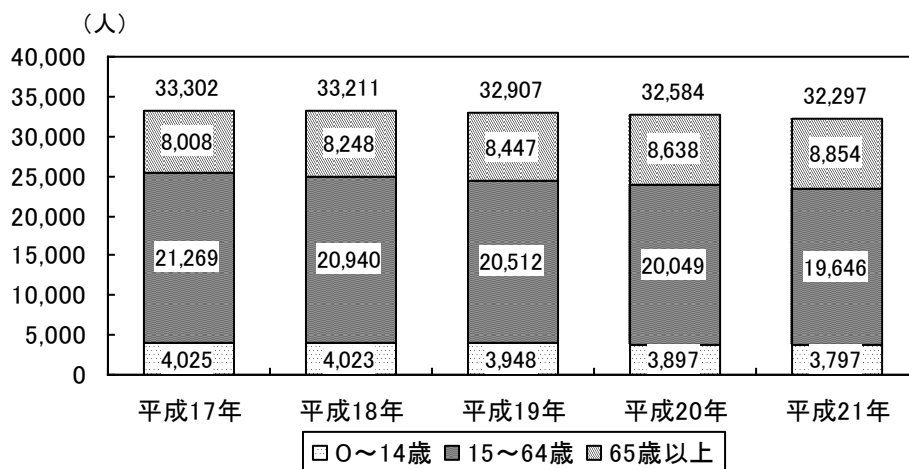
第2章 本市における現状

1 人口等の現状

(1) 人口の動向

◇総人口と年齢3区分人口の推移

総人口は各年で減少しており、平成21年には32,297人と平成17年から1,005人減少しています。年齢3区分別でみると、65歳以上人口において各年で増加していますが0～14歳人口と15～64歳人口は各年で減少しています。

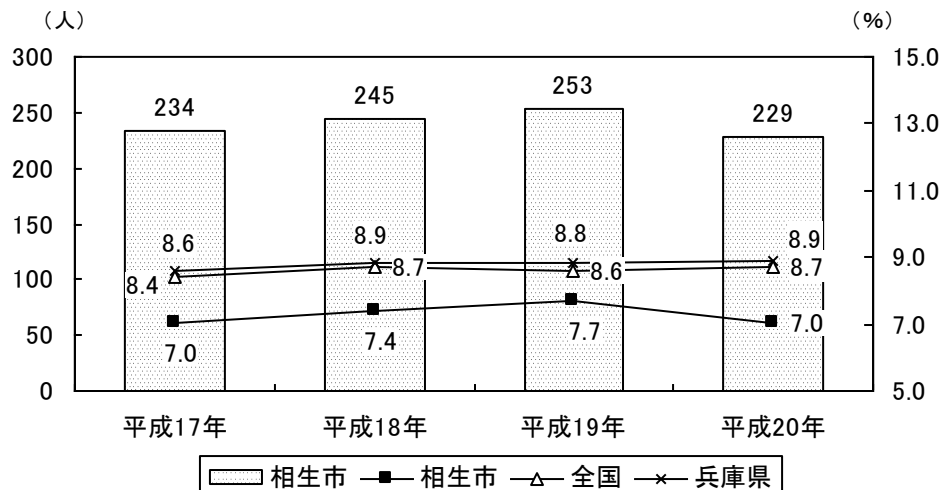


資料: 住民基本台帳(各年4月1日)

◇出生数と出生率(人口千人対)の推移

出生数は各年で増加していましたが、平成20年には減少に転じ229人となっています。

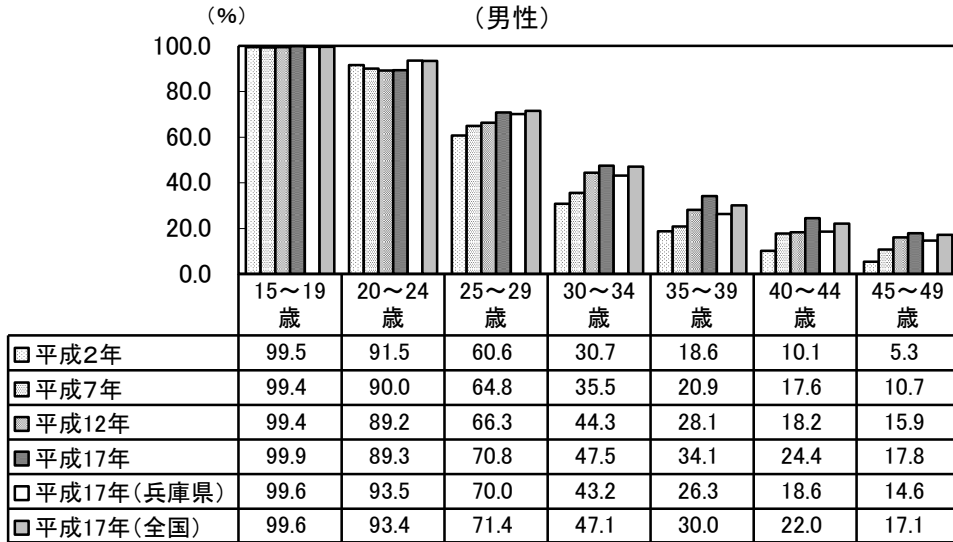
出生率も増加し平成20年では7.0%となっており、全国や兵庫県よりも低くなっています。



資料: 人口動態統計

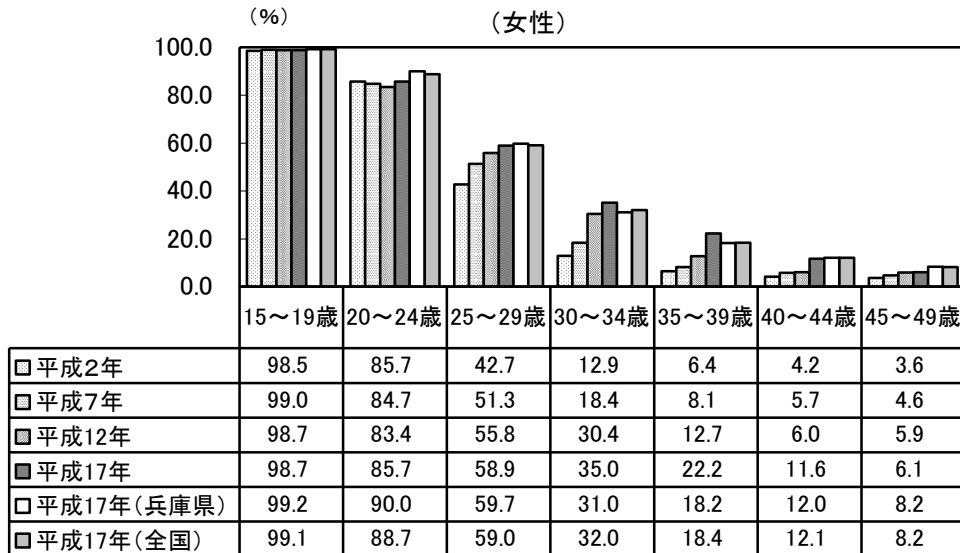
◇未婚率の推移

男性の未婚率は、25歳以上において各年で増加しており、30～34歳においては平成2年から平成17年にかけて16.8ポイント増加しています。平成17年では30歳以上において全国や兵庫県と比較して高くなっています。



資料: 国勢調査

女性の未婚率は、25歳以上において各年で増加しており、30～34歳においては平成2年から平成17年にかけて22.1ポイント増加しています。兵庫県と比較すると30～34歳、35～39歳で高くなっています。



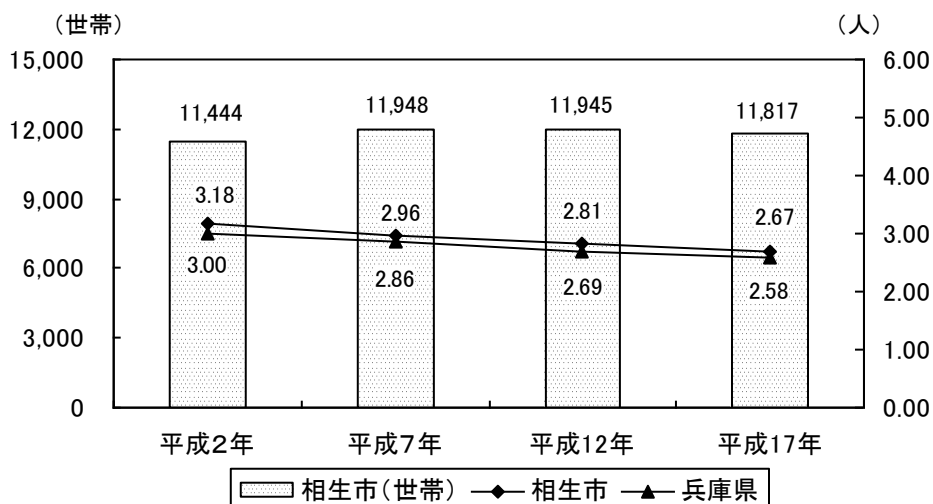
資料: 国勢調査

(2) 世帯の動向

◇世帯数と1世帯あたり人員数の推移

世帯数をみると、平成7年に11,948世帯となっていました。平成17年には11,817世帯となっており減少しています。

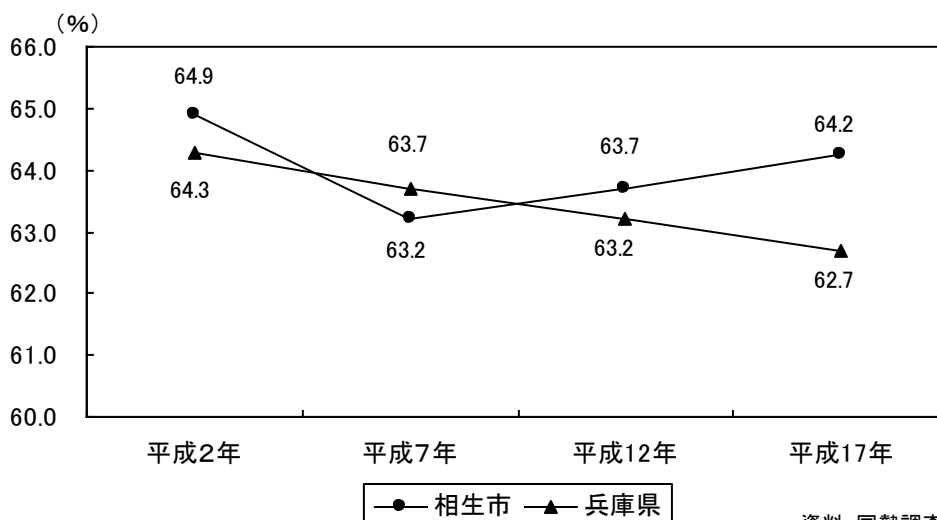
1世帯あたり人員数では、各年で減少し、平成17年には2.67人となっていますが、兵庫県と比較すると各年において若干高くなっています。



資料: 国勢調査

◇核家族世帯割合の推移

核家族世帯割合では、平成7年から増加に転じ、平成17年には64.2%となっており、平成12年以降では兵庫県よりも高くなっています。

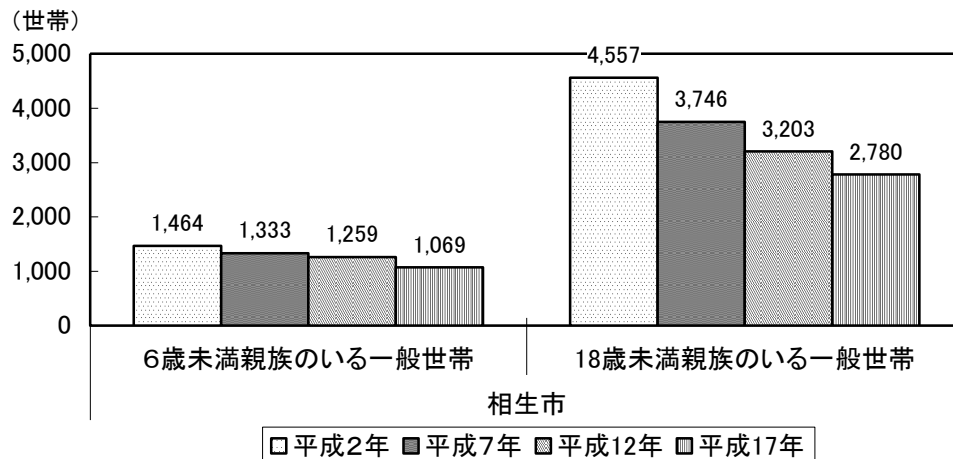


資料: 国勢調査

◇児童のいる世帯の推移

6歳未満親族のいる一般世帯をみると、各年で減少しており、平成17年では1,069世帯と平成2年と比較して395世帯減少しています。

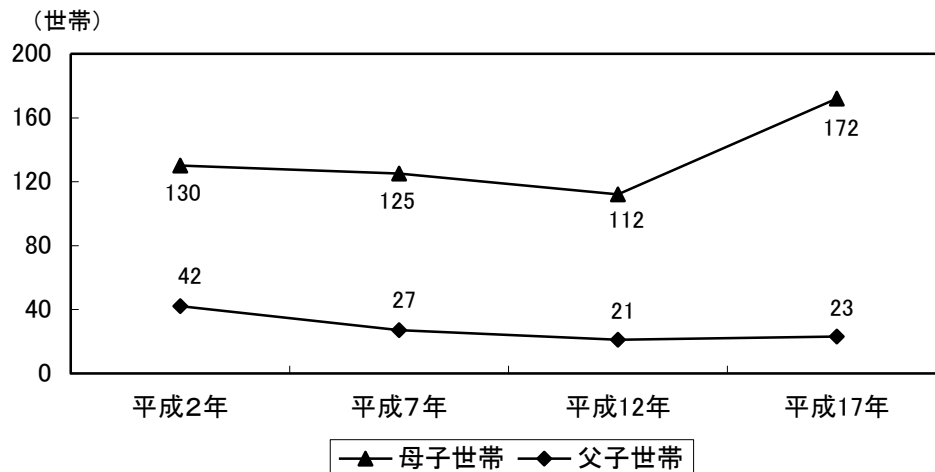
18歳未満親族のいる一般世帯をみると、各年で減少しており、平成17年では2,780世帯と平成2年と比較して1,777世帯減少しています。



資料:国勢調査

◇母子世帯・父子世帯の推移

母子世帯・父子世帯ともに平成12年から増加に転じています。特に母子世帯では平成17年には172世帯となっており、平成12年より60世帯増加しています。

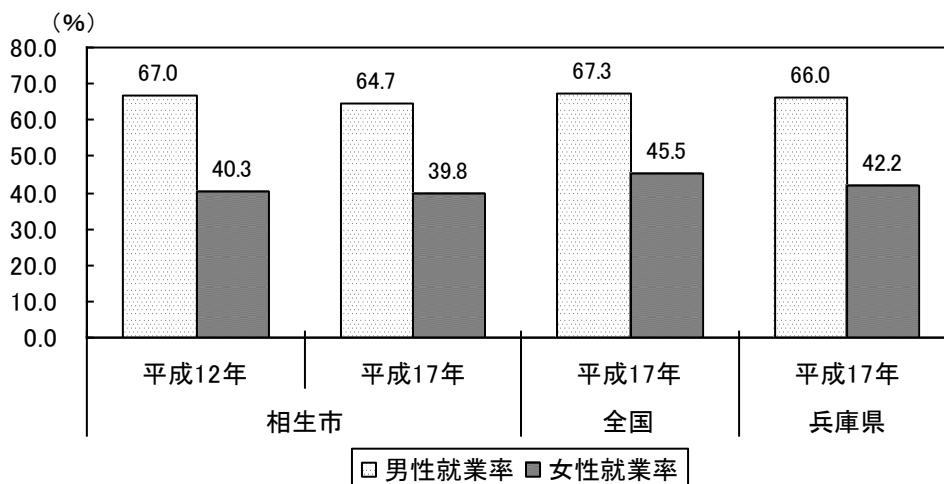


資料:国勢調査

(3) 就労の状況

◇男女別就業率の推移

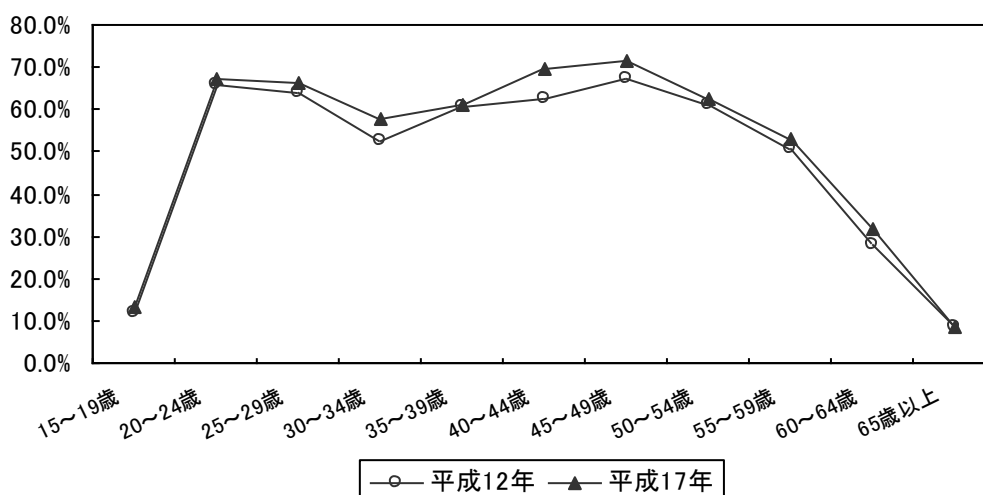
男性、女性ともに就業率が減少傾向にあり、平成17年には男性が64.7%、女性が39.8%となっています。平成17年において、全国や兵庫県と比較すると男性、女性ともに本市の方が低くなっています。



資料: 国勢調査

◇女性就業率の推移

年齢階級別構成比において女性就業率の推移を見ると、すべての年齢階級において平成17年の就業率は平成12年の就業率よりも高くなっており、特に30～34歳、40～44歳、45～49歳において大きく上昇しています。



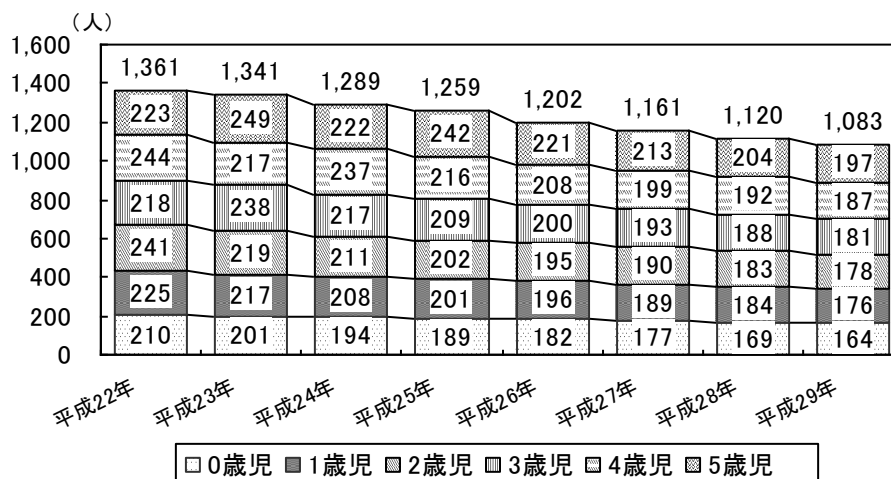
資料: 国勢調査

(4) 将来推計人口

住民基本台帳（外国人登録含む）をもとに、コーホート変化率法を用いて算出した平成22年から平成29年までの推計人口は以下のとおりです。

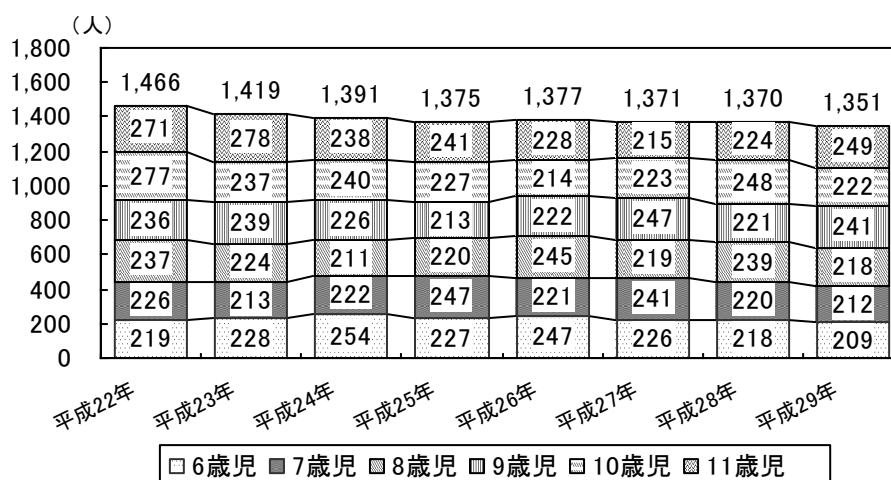
◇就学前児童の推計人口

0歳から5歳までの就学前児童の推計人口をみると、平成22年は1,361人となっていますが、平成26年では1,202人、平成29年では1,083人と各年で減少しています。



◇小学校児童の推計人口

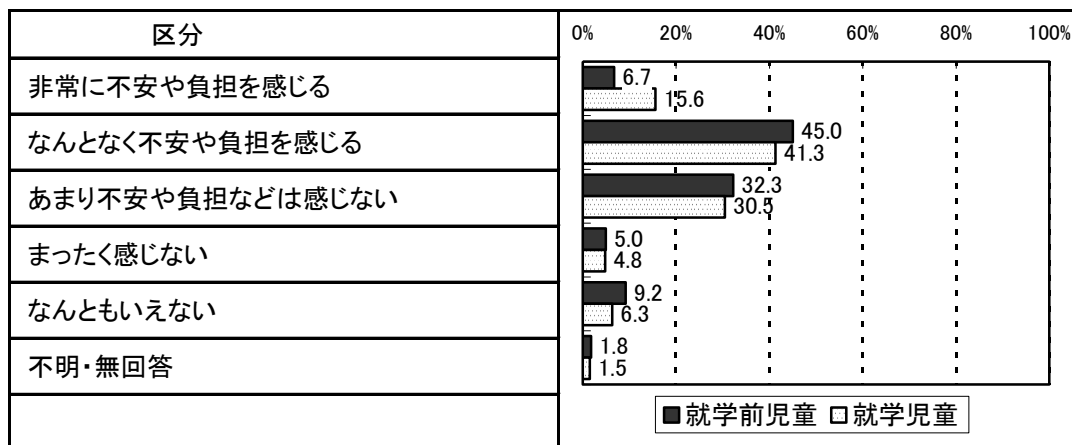
6歳から11歳までの小学校児童の推計人口をみると、平成22年は1,466人となっていますが、平成26年では1,377人、平成29年では1,351人とゆるやかに減少しています。



2 ニーズ調査結果からみる状況

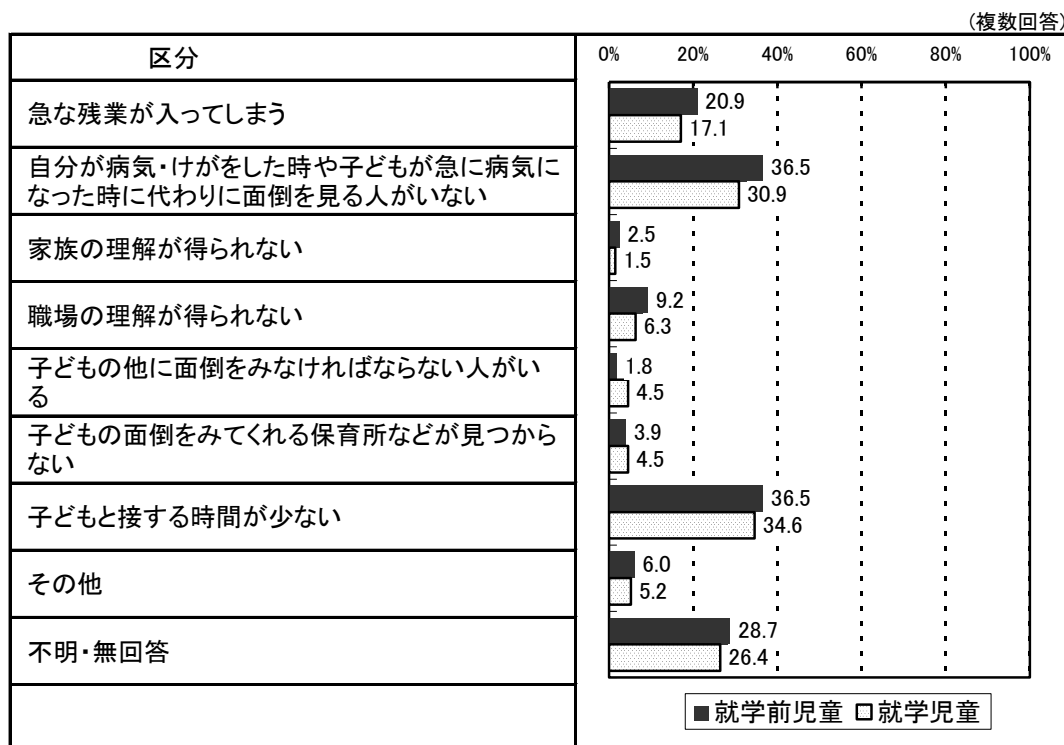
◇子育てに関する不安や負担

子育てに関する不安感や負担感についてみると、就学前児童調査、就学児童調査ともに「なんとなく不安や負担を感じる」が最も高くなっており、「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」をあわせると、5割以上の方が不安や負担を感じていることがうかがえます。



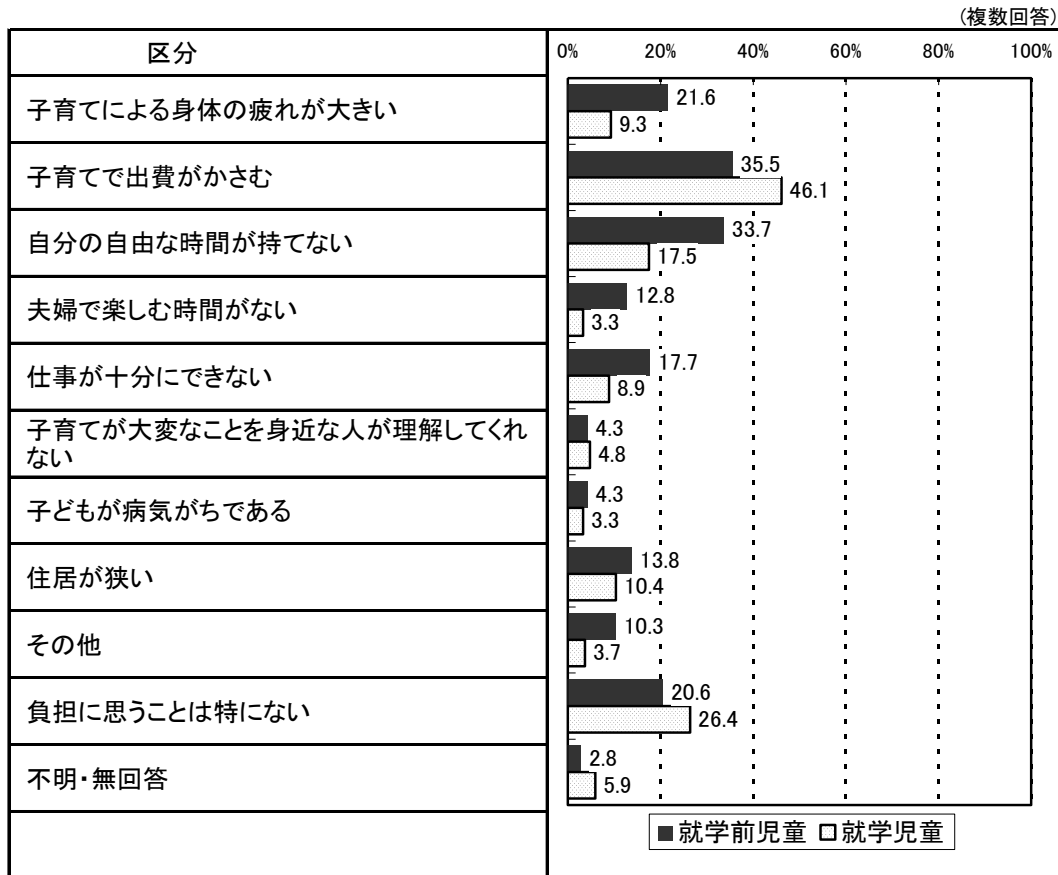
◇仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること

就学前児童調査、就学児童調査ともに「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない」と「子どもと接する時間が少ない」が3割を超えて多くなっています。



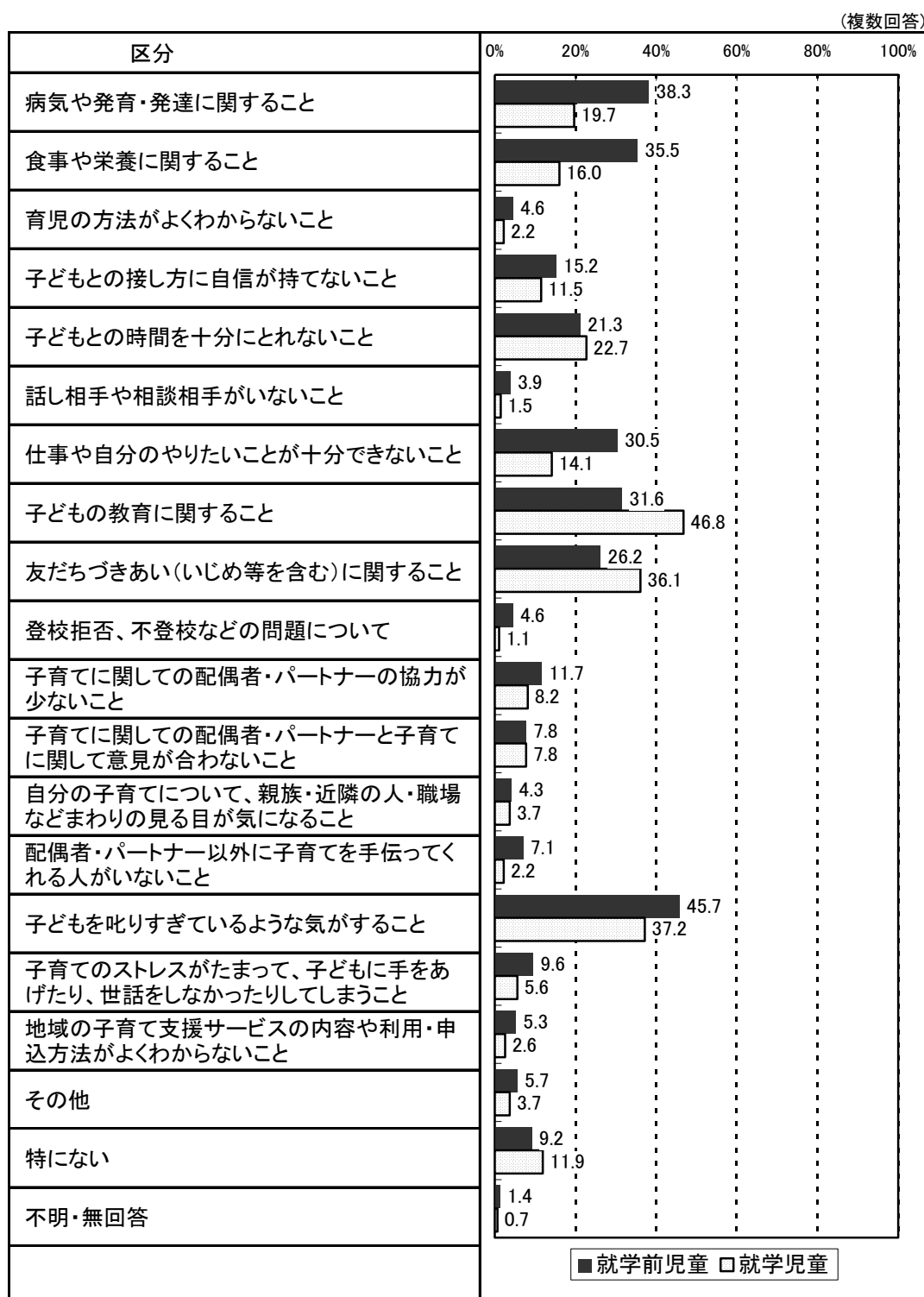
◇子育てをする上で特に不安に思っていること

就学前児童調査、就学児童調査ともに「子育てで出費がかさむ」が最も高くなっており、ついで就学前児童調査では「自分の自由な時間が持てない」、就学児童調査では「負担に思うことは特にない」がつづいています。



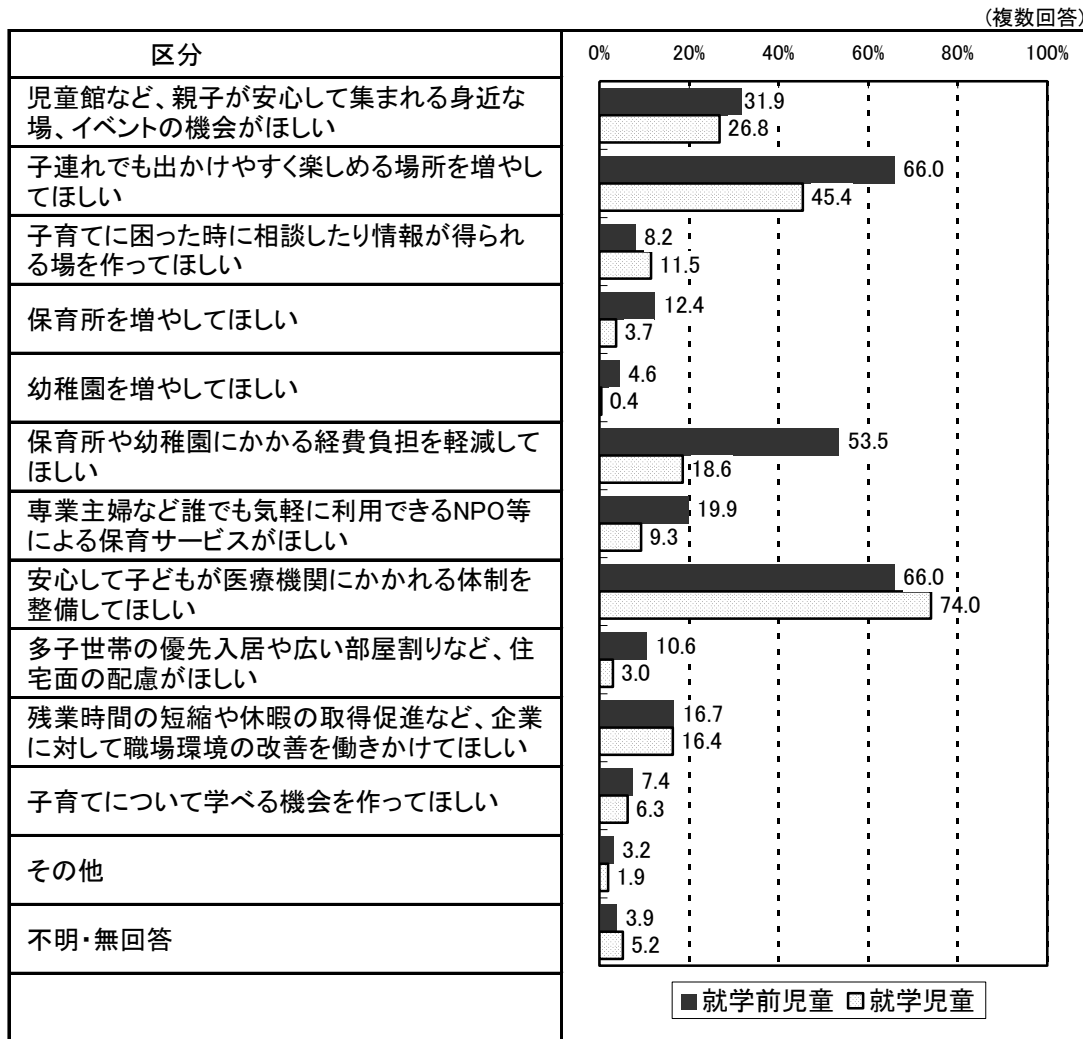
◇子育てに関して、日常悩んでいること

就学前児童調査では、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが最も高く、「病気や発育・発達に関する」と「食事や栄養に関する」がつづいています。就学児童調査では、「子どもの教育に関する」が最も高く、「子どもを叱りすぎているような気がする」と「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関する」がつづいています。



◇市に対して望む子育て支援

就学前児童調査、就学児童調査では、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が最も高く、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」は就学前児童調査において同率で高くなっており、就学児童調査でも2番目に高い割合となっています。



3 前期計画における現状と課題の整理

(1) 地域における子育て支援

◇育児相談、情報提供体制の充実

【現状】

本市では、子育てマップの作成など子育て支援情報に関するパンフレットの作成や配布により、利用者の視点にたった見やすく分かりやすい情報提供に努めています。また、子育て支援庁内連絡会議を設置し、庁内で子育て支援に関する情報や意識の共有を図っています。

育児相談では、平芝保育所と子育て学習センターで子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業）を実施するとともに、保健センターで実施している相談活動や健康 110 番などの電話相談といった幅広い相談体制となるよう努めてきました。また、現在、増加している不妊についても情報提供や精神的ケアを含めた相談の充実を図ってきました。

【調査結果】

ニーズ調査で、子育てに関する不安感や悩みについて尋ねたところ、「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合わせると 5 割を超えており、依然として不安や負担を感じている人の割合が多い状況にあります。

地域子育て支援拠点事業をみると、就学前児童保護者において現在利用している割合は 27.7%となっており、現在利用していないが、できれば利用したい、あるいは、利用日数を増やしたい人の割合は 13.8%となっており、今後も利用者が増加していく傾向にあります。

子育てに関する情報の入手方法を見ると、「親族」や「近隣の人、地域の知人、友人」が高くなっていますが、就学前児童保護者においては、「子育てサークルの仲間」や「インターネット」が前期計画策定時のニーズ調査よりも大きく増加しています。

【課題】

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実が求められており、子育て支援事業の着実な推進を図るためには、事業やサービスの量的な拡大だけでなく、的確な情報提供が重要となります。

情報提供では、新規施策や変更に対応した子育て支援情報の提供ができるよう、市のホームページ等の充実や利用のしやすさに配慮した情報提供を行うことが求められています。また、参加が少ない取り組みや活動に関しては、他の事業実施時に情報提供を行い相互に活性化をさせる必要があります。

相談については、総合的な窓口や適切な助言等ができる体制が必要であり、妊娠中から継続した子育てに関する支援体制の整備を図ることが重要です。

■地域子育て支援拠点

	利用者数			
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
平芝保育所(小規模型)	84	92	99	113
子育て学習センター(ひろば型)	12,520	11,972	11,970	11,858

◇子育て中の親の交流の場づくり

【現状】

子育て学習センターでの自主グループ活動では、遊びや人形劇、ハンドベルなど親子で楽しく集い、仲間づくりの輪を広げる活動が展開されています。また、まちの子育てひろばは、現在9か所で展開され、情報交換や仲間づくりができる地域の身近な拠点として整備を進められてきました。そのため、利用者数が増加し、さまざまな親が参加するようになっており、より充実した活動となるよう専門スタッフの派遣や活動への助成を平成19年度から行っています。

【調査結果】

ニーズ調査において、子育てに関するサークルなど自主的な活動への参加状況をみると、「現在参加しておらず今後も参加するつもりはない」が就学前児童保護者や就学児童保護者ともに、前期計画策定時のニーズ調査と比較して増加しており、「活動に参加していない」または「参加意向のない」人が増えてきています。

自主的な活動をするにあたって行政に行ってほしい支援は、就学前保護者では「活動時間中の保育サービス」や「活動場所の提供」、就学児童保護者では「活動場所の提供」や「活動資金助成」が多くなっています。

【課題】

自主グループ活動等のアンケート調査において、「参加意向がない」人たちが増加してきています。また、地域へ出ずに家に閉じこもりがちな保護者が増加してきており、不安やストレスを多く抱え、虐待へとつながるケースも増えてきています。そのため、地域で活動する民生児童委員、主任児童委員等との連携を深め、閉じこもりがちな保護者への働きかけを進めるとともに、気軽に参加できるような体制整備を進める必要があります。

一方で、自主グループ活動へ「機会があれば参加したい」という意向を持つ保護者も3割ほどおり、今後も利用者数が増加することが考えられます。利用者の増加にともない職員体制の見直しや質の向上を図ることも必要です。

■子育て学習センターの活動状況

活動事業名	延べ参加人数			
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
親子ふれあい活動	1,825	1,256	961	803
住民との交流活動	582	422	566	416
子育て講演会	265	193	133	126
パネルシアターグループ活動	112	86	113	74
親子体操教室	572	547	374	439
かるがも通信グループ活動	239	193	173	97
かるがもさろんグループ		33	26	17
ハンドベルグループ活動	777	488	315	345
年齢別グループ活動(0歳児)	1,019	1,541	1,464	1,293
年齢別グループ活動(1歳児)	1,355	1,094	1,393	1,168
年齢別グループ活動(2歳児)	1,413	859	1,056	1,189
年齢別グループ活動(3歳児)	601	345		
マタニティグループ			428	463
親子リトミック	(3歳児) 303	(2.3歳児) 859	590	673
造形グループ	132	150		
人形劇グループ				1,306
かかしづくりグループ活動		750		653
合 計	9,195	8,816	7,592	9,062

資料:教育委員会

■まちの子育て広場活動の活動状況

グループの種類	利用者数			
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
<u>子育てサロン</u> 毎週月・金曜日 1・3・5 水曜日 2・4 木曜日 9:30～12:00 13:00～15:30 親子でふれあい楽しむ、自由遊び等	1,010	2,454	5,229	5,331
<u>あおばふれあいひろば</u> 第1木曜日 13:00～15:00 地域の人との交流の場 自由遊び、季節の歌、布遊び、健康体操	184	157	151	284
<u>竹の子ひろば</u> 第3金曜日 10:00～11:30 創作遊び、手遊び 紙芝居、親子体操、絵本読み聞かせ、季節的な行事	275	318	362	363
<u>YYひろば</u> 第2. 4水曜日 10:00～11:30 自由遊び、ワイワイ集える楽しい場、何かあればアドバイ ス、離乳食教室	225	552	432	317
<u>コープひろば</u> 第2金曜日 10:15～12:00 リズム体操、親子のスキンシップ、おやつ作り	104	237	206	302
<u>那波いきいき広場</u> 第1火曜日 10:00～11:30 親子共に伸び伸びとしたひとときをすごせる場、公園で の外遊び	187	171	193	248
<u>矢野っこひろば</u> 第1・3 水曜日 10:00～11:30 親子でふれあい楽しむ 自由遊び、手遊び、紙芝居等	147	193	109	239
<u>どんぐりひろば</u> 毎週火曜日、第1・2土曜日、第3・4木曜日 9:30～ 11:30 親子でふれあい楽しむ、自由遊び等	901	2,034	1,212	1,558
<u>緑ヶ丘ひろば</u> 第2水曜日 10:00～11:30 自由遊び、手遊び		126	150	132
<u>若狭野ひろば</u>	187	202	94	※どんぐりひ ろばに統合
<u>もみじクラブ</u> （平成 21 年 3 月閉鎖）	145	130	92	131
合 計	3,365	6,574	8,230	8,905

◇子育て費用の負担軽減

【現状】

子どもを育てている家庭においては、心理的・身体的負担のみならず、養育費や教育費、医療費などの経済的負担が多くなっています。特に、ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭、子どもが多くいる家庭等においては、その負担は大きなものと考えられ、現在、ひとり親家庭への経済的支援や障がいのある子どもがいる家庭への手当、乳幼児等医療費などの助成、保育所や幼稚園での保育料の軽減、不妊治療費の助成に関する情報提供を実施しています。

【調査結果】

ニーズ調査において、子育てをする上で特に不安に思っていることや悩んでいることを尋ねると、「子育てで出費がかさむ」が就学前児童保護者・就学児童保護者ともに最も多くなっています。特に、就学児童保護者においては、前期計画策定時のニーズ調査と比較して、大きく増加しています。

市に対してどのような子育て支援の充実を期待しているかをみると、「保育所や幼稚園にかかる経費負担を軽減してほしい」が就学前児童保護者において5割を超え全体でも高いニーズとなっています。

【課題】

現在、子育て家庭への経済的支援やひとり親家庭への支援等、多くの経済的支援を実施していますが、国や県の補助事業として実施しているものが多いため、今後も継続して実施していけるよう、国や県に働きかけていくことが必要です。また、失業や雇用悪化にともなう収入の減少、離婚等による家庭崩壊など生活環境の変化による保育料の滞納が増加しており、国の施策の動向を注視しながら取り組みを進めることが重要です。

一方で、相生市福祉医療費等助成条例に基づき乳幼児等医療費の助成を実施しています。平成19年度からは市独自で義務教育就学前の乳幼児に対し自己負担金の全額を補助、平成21年度からは対象を小学3年生の児童まで拡大して実施しており、必要に応じて市独自の経済的支援の検討を行うことが求められます。

◇子育て支援ネットワークの充実

【現状】

本市では、子育て支援ネットワーク事業において地域ぐるみで子育て家庭を支援するネットワークづくりを推進してきました。平成19年度からは「すくすくフェスタ」を開催し、さらなる充実に努めています。

また、妊産婦等の福祉に関することや地域における児童の問題に関することに対応するため、民生児童委員、主任児童委員が相談・支援活動を行ってきましたが、現在では相談・支援件数が減少傾向となっています。

【調査結果】

ニーズ調査において、子育てに関する悩みの相談先をみると、「配偶者・パートナー」や「その他の親族」、「近隣の人、地域の知人、友人」が6割を超え高くなっています。一方で、「子育て支援センター」や「民生児童委員、主任児童委員」など、地域における福祉の担い手への相談は1割以下となっています。

【課題】

子育て家庭に対して、効果的・効率的に子育て支援サービスや保育サービスを提供し、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援ネットワークの充実が必要です。また、地域住民が子育てや子育て家庭への関心や理解を高め、地域全体で支えていくため、子育てに関する現状や取り組みの情報提供や啓発活動を行うことが必要です。

さらに、地域における福祉の担い手について広報し、相談しやすい環境づくりを進めるとともに、行政と福祉の担い手が連携し、幅広い支援が行えるような体制づくりを推進する必要があります。

(2) 子育てと仕事の両立支援

◇多様な保育サービスの充実

【現状】

保育サービスでは、認可保育所において平成21年4月現在、公立3か所、私立2か所の計5か所が整備されています。また、総定員数は243人となっており、平成17年から平成21年までの保育所入所状況をみると、定員充足率はほぼ100%で推移しています。

こうした中、多様なニーズに対応するため、「乳児保育事業」、「延長保育事業」、「休日保育事業」、「一時保育事業」を実施しています。また、平成20年度からは保育所の入所要件を緩和し、保護者の求職活動中の保育の実施や育児休業を取得した場合における継続保育を実施しています。

さらに、「子育て家庭ショートステイ事業」や相互援助活動としてのファミリーサポートセンターの設置、就学児童に対する「放課後児童保育事業」を実施し、保護者の就労等に対応できるよう取り組みを進めています。

【調査結果】

ニーズ調査において、現在保育サービスを利用している割合は4割ほどになっています。保育サービスを利用していない理由としては、「必要がない」が64.6%と最も多く、「祖父母や親戚がみている」(13.0%)、「子どもがまだ小さいため」(7.5%)がつづいており、現在保育サービスを利用していない人のニーズは低くなっています。一方、「預けたいが延長・夜間等の場所や時間帯の条件が整わない」など、預けたくても預けられない等の理由で保育サービスを利用していない割合は合計で1割以下となっています。

また、「今後利用したい、あるいは現在不足していると思うサービス」について尋ねると、「幼稚園の預かり保育」が33.7%で最も高く、「幼稚園」(24.1%)、「病児・病後児保育」(22.0%)がつづいています。

さらに、利用している保育サービスの満足度を見ると、食事に関しては6割ほどとなっていますが、他の項目では8割を超えて高くなっています。

【課題】

現在、保育所において待機児童はいませんが、途中入所者について、保護者が希望する保育所への入所が難しい場合があります。保育ニーズの把握や地域特性に応じた保育所の効率的な整備を進めるとともに、必要に応じ保育定員等の見直しを検討する必要があります。

また、その他の保育サービスについては、ニーズに応じた提供体制の検討やニーズが高くても利用が少ないサービスの情報提供を行い、利用しやすい環境を整えていくことが必要です。

さらに、子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心の確保の観点から、保育の質の向上や保育士の専門性の向上にむけ、新たな取り組みの検討が必要です。

■保育サービス等の状況

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
通常保育事業	実施か所数	5	5	5	5
	定員	243	243	243	243
	入所児童数	2,771	2,892	2,957	3,096
乳児保育事業	実施か所数	4	4	4	4
	入所児童数	214	225	191	314
延長保育事業	実施か所数	5	5	5	5
	入所児童数	276	318	329	407
休日保育事業	実施か所数	1	1	1	1
	定員	10	10	10	10
	入所児童数		3	1	2
一時保育事業	実施か所数	2	2	2	3
	定員	4	4	4	6
	利用延べ日数	76	105	72	174
子育て家庭ショートステイ事業	実施か所数	2	2	3	3
	利用延べ人数	0	22	5	32
放課後児童保育事業	実施か所数	6	6	6	6
	利用児童数	80	101	95	99
放課後子ども教室推進事業	実施か所数			2	3
	利用児童数			87	125
ファミリーサポートセンター事業	実施か所数	1	1	1	1
	依頼会員	351	379	401	394
	提供会員	227	230	287	306
	両方会員	83	96	85	83

資料：(各年3月31日現在)

◇労働環境の整備

【現状】

相生市において、女性の労働力率を平成12年と平成17年で比較すると、すべての年齢階級において平成17年の就業率が高くなっており、女性の就労が増加していることがうかがえます。しかし、育児休業制度の取得や労働時間の短縮、出産・子育てによる一時退職後の再就職など、子育てをしながら働きたい人が安心して働くための環境整備は十分であるとはいえない状況にあります。そこで、子どもを持ちながら働きたい人が安心して出産し育てられるよう、育児休業制度の促進や育児時間を確保するための理解を高めるために、情報提供を行ってきました。

【調査結果】

ニーズ調査をみると、現在就労していない母親の就労希望では、「すぐにでも若しくは1年以内に希望がある」が就学前児童保護者で16.0%、就学児童保護者で33.7%、「1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい」では就学前児童保護者が70.3%、就学児童保護者が43.0%となっており、母親の就労希望は8割を超えています。

就学前児童保護者で、出産前後に離職をした人の割合は34.4%となっており、そのうち約5割の人が「仕事と家庭の両立を支援する保育サービスや環境が整っていたとしても仕事を辞めていた」と回答しています。

市に対してどのような子育て支援の充実を図ってほしいか尋ねると、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」が16.7%となっており労働環境に対しての要望は低くなっています。

【課題】

仕事と子育ての両立を推進するための意識啓発に関しては、関係機関と連携を図りながら、仕事と生活の調和の実現に向けた労働者や事業主、地域住民の理解を促進するための広報・啓発が重要です。

特に、労働環境改善に関して、市への要望が低くなっていることから、事業主だけではなく、保護者の意識に働きかけ、両親が協力し子育てを行うよう啓発していく必要があります。

さらに、子育てを自分でしたいという理由から出産を機に退職する人も多く、職場復帰や再就職に向けた支援情報の収集、関係機関と連携した取り組みが求められています。

◇男女共同参画意識の啓発

【現状】

相生市男女共同参画プランを策定し、男性も女性も、「男だから、女だから」ということで活動の場を制限されることなく、一人ひとりが個人として尊重され、その能力を発揮することができる社会をめざし取り組みを進めています。その中で、男女が対等なパートナーとして自立した地域社会を築くために、男女がともに参加できるフォーラムの開催や、男性の育児参加を促進するための講座等を開催しています。また、子育て学習活動推進事業の中で、父子で参加できる遊びのプログラムを実施し、毎年度 100 人前後の参加があります。

【調査結果】

ニーズ調査で、子育てに関して日頃悩んでいることについてみると、「子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ないこと」を選択した就学前児童保護者・就学児童保護者ともに 1 割程度となっています。前期計画策定時のニーズ調査と比較すると減少傾向にあり、子育てに関する配偶者の協力は増えていることがうかがえます。

また、子育て支援事業において「母親・両親・育児学級」をみると、認知状況は 35.5%、利用状況は 10.3%、今後の利用意向は 30.9%となっています。

【課題】

子育てや家事は、これまで性別による固定的な役割分担意識のもと、主に女性の役割として捉えられる傾向にありました。近年の女性の社会進出の高まりや男女共同参画社会の実現に向け、男性も女性も、ともに協力して家事や育児を行い、仕事や地域活動を行っていくことが求められています。

そのため男女共同参画プランを推進するとともに、男性も参加できる子育て支援事業の情報提供を積極的に行い、参加しやすい仕組みをつくる必要があります。

(3) 母親や乳幼児などの健康確保と増進

◇母子保健対策の充実

【現状】

妊娠、出産、乳幼児期のそれぞれの時期に適切な健康診査、健康相談、保健指導といった保健サービスの提供が必要であり、保健センターを拠点に各種健診を実施しています。また、健診の結果、継続して支援が必要な子ども及び保護者には個別相談を行っています。さらに、離乳食に対する教室や食育に関する情報提供など、子どもの健やかな発育には欠かすことができない栄養指導も行っています。

新規事業では、平成18年度より妊婦健康診査助成事業、発達障害巡回相談事業、平成19年度にはこんにちは赤ちゃん事業を新たに実施しています。

小児医療では、小児科時間外診療として、準夜帯における週1回の小児科時間外診療を実施しています。また、小児科救急対応病院群輪番制運営事業として、救急業務の初期医療を行う医療機関では処置が困難な小児科救急患者診療を赤穂市医師会に委託し、輪番制方式（2病院）で実施しています。

【調査結果】

関係者へのヒアリング調査では、「朝食をとらずに幼稚園や学校に行く子供が多い」、「乳幼児の栄養指導、食品の安全に関する知識を勉強する場がほしい」、「食育セミナーの開催をしてほしい（アレルギーやアトピーについて等）」、「郷土料理の伝承ができる機会をつくってほしい」といった食育に関するニーズが高くなっています。

その他には、「家にいて外に出られない人（外に出にくい人）を訪問し相談を受けられるようにしてほしい」、「事業等の広報を充実させてほしい」といった意見もありました。

ニーズ調査において、市に対してどのような子育て支援の充実を期待しているか尋ねると、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が、就学前児童保護者で66.0%、就学児童保護者で74.0%と高くなっており、前期計画策定時のニーズ調査よりも若干増加しています。

【課題】

健康診査の中では、3歳児健診において受診率が低くなっており、受診率向上を図るため、健診の重要性の啓発や広報を行う必要があります。

また、食育に関するニーズも高く、健康診査などの場を活用した講座や情報提供といった取り組みの検討が必要となっています。

平成19年度より始めた「こんにちは赤ちゃん事業」は、虐待の早期発見・防止を図る重要な事業となっており、訪問するスタッフの質が大きく影響することから、研修等により質の向上に努める必要があります。

小児医療に関しては、広域での調整が必要なため、近隣の関係機関や関係団体との連携を密接にすることが重要です。さらに、安易な救急受診が増加していることから、休日・夜間における小児救急電話相談の周知が必要です。

◇思春期保健対策の充実

【現状】

10代の望まない妊娠、性感染症の増加など性や喫煙、飲酒、薬物などの問題が大きく取り上げられるなど、思春期における心身の健康づくりに対する支援が必要となっています。そのため、性に関する健全な意識や正しい知識の啓発を行うとともに、喫煙、飲酒、薬物などの正しい知識の普及など、思春期における健全な心身の健康づくりのための取り組みを進めてきました。

また、思春期相談への対応として、学校へのスクールカウンセラーの配置や家庭児童相談室、健康福祉事務所での相談等を実施しています。

【調査結果】

関係者へのヒアリング調査では、「性感染症や薬物等の深刻化から、新たな問題に対する児童生徒への教育、家庭への啓発」、「飲酒、喫煙、薬物が健康に及ぼす害の啓発」、「思春期相談（いじめ、不登校、暴力等）の充実」、「家庭教育力の向上のための取り組み」が必要といった意見があげられました。

【課題】

さまざまな問題を抱える児童や生徒が増えてきたことから、スクールカウンセラーの増員や相談員・教職員等の専門性向上のための研修の実施が求められています。

一方で、家庭児童相談員による相談回数は毎年減少しており、広報の充実と相談しやすい環境の整備や、家庭、学校、地域等が連携して、児童・生徒をサポートできる体制の強化が必要です。

(4) 子どもにやさしい環境整備の推進

◇遊び環境の整備

【現状】

地域の中で、子どもが安心して安全に遊べる環境があると同時に、ゆとりを持って子どもを産み育てることができる環境が求められています。子どもが遊びを通じて豊かな生活体験を積むことができるよう、都市公園事業として街区公園の整備を順次実施してきました。また、公園での遊具の充実を図るために、子どもの遊び場設置費等の補助金を交付してきました。

【調査結果】

ニーズ調査において、市に対して望む子育て支援をみると、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が、就学前児童保護者で1位(66.0%)、就学児童保護者で2位(45.4%)となっています。就学児童保護者では前期計画策定時のニーズ調査と比較しても増加しています。

家の近くの子どもの遊び場について日頃感じていることをみると、就学前児童保護者において「雨の日に遊べる場所がない」が58.5%で最も多く、「遊具などの種類が充実していない」(35.5%)、「近くに遊び場がない」(27.0%)がみつづいています。

就学児童保護者では「雨の日に遊べる場所がない」が56.9%で最も高く、「思い切り遊ぶために十分な広さがない」(35.3%)、「遊び場周辺の道路が危険である」(23.0%)がみつづいています。

【課題】

子どもの遊び場環境については、これまで継続して取り組みを進めてきましたが、子育て家庭からは、さらなる充実が求められています。そのため、遊び場環境の整備を進めるとともに、遊び場マップなどを作成し、子どもと一緒に利用できる施設の情報を整理し提供することも重要です。さらに、公園等でボール遊びができないといった課題もあり、すべての人が安心して安全に楽しめる公園づくりを進めるとともに、地域住民への理解を得るための啓発や広報も必要です。

◇生活環境の整備

【現状】

本市では、平成 21 年 10 月より「赤ちゃんの駅事業」として、乳幼児を抱える保護者が外出中にオムツ替えや授乳などで立ち寄ることができるよう保育所、公共施設、まちの駅等を「赤ちゃんの駅」に指定し、地域全体で子育てを支援する取り組みを実施しています。

また、若者の定住化対策として若者世帯住宅取得促進奨励金事業、子育て世帯住宅取得促進奨励金支給事業を実施し、奨励金を交付してきました。平成 21 年度からは「若者定住促進奨励金支給事業」を実施しています。

【調査結果】

前期計画策定時ニーズ調査と比較して、外出の際に困ることでは、就学前児童保護者は「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」で 13.0 ポイント、「授乳する場所や必要な設備がない」で 12.2 ポイント、「小さな子どもとの食事に配慮された場所がない」で 5.3 ポイント増加しています。

【課題】

本市では、「赤ちゃんの駅事業」を開始し取り組みを進めていますが、公共施設等におけるトイレ、ベビーベッド、授乳室の設置など、誰もが安心して利用できるユニバーサルデザイン化が必要といった声があがっています。そのため、ハード面の整備を進めるだけでなく、市民への事業の周知や指定施設の確保を進めることが必要です。

また、妊産婦等の理解を深める取り組みを行うことにより、ハード・ソフトの両面からバリアフリー化を進めていくことが重要です。

◇子どもの安全確保に向けた取り組みの充実

【現状】

これまで交通安全対策として、乳幼児交通安全教室や子どもの交通安全教室、自転車安全教室等を実施してきました。乳幼児交通安全教室においては、毎年度、参加者数も増加しており、平成18年度では1回実施し参加者数が18人であるのに対し、平成20年度では4回実施し参加者数は87人となっています。

【調査結果】

ニーズ調査において、外出の際に困ることを尋ねると、「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配がある」が就学前児童保護者で13.1%、就学児童保護者で12.3%、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」では就学前児童保護者が20.2%、就学児童保護者が30.9%となっており、交通に関する安全面よりも、犯罪などの防犯面での不安が多くなっています。

【課題】

交通安全対策としては、これまで実施してきた交通安全教室を中心とした教育や啓発を継続して実施していくことが重要です。その中でも、自転車の安全利用の推進として児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用について保護者への啓発が望まれます。

また、子どもの安全確保に向けては、交通安全を確保するだけでなく、子どもを犯罪等の被害から守るための、住民の自主防犯意識の醸成や関係機関・団体との情報共有や連携、通学路等においての見守りを推進していく必要があります。さらに、犯罪やいじめ、虐待などの被害に遭った子どもへの支援も重要となっています。

(5) 教育環境の整備と健全育成の推進

◇教育内容の充実

【現状】

学校教育は、豊かな教育環境を確保し、健康な心身を育み、仲間との連帯感や思いやりのある豊かな心を育むなど、一人ひとりの個性を尊重した教育を推進することが大切です。そのため、基礎学力向上のための取り組みとして、わくわくチャレンジ学習事業を実施するとともに、健全な児童の育成を図るための体験学習として自然学校やトライやる・ウィーク、相生子どもチャレンジパスポート事業などを実施してきました。また、いじめや不登校児等生徒に対応するために中学校にスクールカウンセラーを配置するなど、児童・生徒の悩み相談等に努めてきました。

【調査結果】

ニーズ調査で、子どもに関して日頃、気になることについて尋ねると、就学前児童保護者では「子どもの教育に関すること」が 31.6%で4位、「友だちづきあい（いじめ等含む）に関すること」が 26.2%で6位、就学児童保護者では、「子どもの教育に関すること」が 46.8%で1位、「友だちづきあい（いじめ等含む）に関すること」が 36.1%で3位となっており、年齢が上がるにつれて、学校教育等への関心が高くなっています。

地域活動やグループ活動などに参加した経験では、「現在参加している」が61.0%で最も高く、「現在参加しておらず、今後も予定はない」(23.8%)、「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」(14.5%)がつづいており、参加や参加意向を持っている割合が8割近くになっています。

【課題】

ニーズ調査の結果において、友だちづきあいやいじめに関する不安を抱いている保護者が多くいることからもうかがえるように、さまざまな問題を抱えた児童・生徒が多くいるため、スクールカウンセラーの充実に努める必要があります。また、これらの問題に迅速かつ適切に対応できるよう教職員等における質の向上のための取り組みや、児童が安心して教育を受けることができるよう、学校と家庭や地域の関係機関、関係団体とも連携しながら、地域全体で子どもを見守る環境を整備する必要があります。

◇健全育成の推進

【現状】

本市では、すべての子どもを対象として放課後や週末等に、地域住民の協力を得て、学習やさまざまな活動を行うことができる安全・安心な居場所づくりとして、放課後子ども教室推進事業や相生子どもチャレンジパスポート事業、地域との交流の場づくりなど、さまざまな取り組みを推進してきました。

現在、子どもの参加者の減少やボランティアが不足している事業もあり、活動の活性化を図ることが必要となっています。

【調査結果】

ニーズ調査において、身近な地域で、子ども同士が交流等を行うことのできる場ができた場合に望むことをみると、就学児童保護者では「子どもが放課後などに集まって、子ども同士で自主活動などができる場」が5割を超え最も多く、「子どもに遊びを教えたり、しつけをしてくれる場」と「子どもが土日に活動ができたり遊べる場」が4割を超えてつづいています。

また、市に対してどのような子育て支援の充実を望むか尋ねると、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」が26.8%と全体で3番目に多くなっています。

また、ヒアリング調査では、「三世代交流の場を設けてほしい」、「各地区で子育てのイベントをしてほしい」、「色々な年齢の人とコミュニケーションをとれる機会をつくってほしい」、「地域住民とのコンセンサスを図ってほしい(誰もが子育てに関われると啓発、誰もが関わるべきだとの啓発)」、「地域のボランティアの充実をしてほしい」、「民生委員・児童委員の積極的な関与をしてほしい」といった意見がきかれました。

【課題】

放課後子ども教室推進事業に関して、未実施の小校区での開校を順次検討していますが、実施のための場所やボランティアなどの確保が課題となっています。

また、地域交流の場として、親子向けの講座を公民館等で開催していますが、参加者数は減少傾向にあります。一方で、「安心して集まれる身近な場がほしい」、「イベントの機会がほしい」といった意見も聞かれるため、ニーズと活動内容の一致を図るとともに、情報提供を積極的に行うことが重要です。

◇幼稚園教育の充実

【現状】

地域の特性や各園の特徴を生かした個性ある幼稚園教育を進めていくために、幼稚園教員の研修や保育所との連携など、それぞれの機能を生かした就学前児童への教育の充実を図ってきました。また、保護者を対象とした教育相談についても随時実施しています。

【調査結果】

ニーズ調査において、就学前児童保護者、就学児童保護者ともに「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」をあわせると、5割以上の方が不安や負担を感じています。

また、ヒアリング調査では「幼稚園教育の充実」を望む声も聞かれています。

【課題】

保護者への相談は、幼児教育センター設置事業で実施していますが、各幼稚園での対応や取り組みが活発に行われてきているため、相談件数の伸びは低い状況にあります。幼児教育の重要性や必要性について、より一層の啓発を行い、通園していない幼児の保護者に対しても、同センターの利用しやすい環境を整備することが必要です。

(6) 支援を必要とする子どもへの取り組みの推進

◇子どもの権利を守る

【現状】

児童の虐待防止のための取り組みでは、平成18年に「要保護児童対策地域協議会」を設置し、虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努めています。また、相談支援として家庭児童相談室で、各種相談に努めていますが、相談件数や相談回数は減少傾向にあります。

【調査結果】

ヒアリング調査では、「児童虐待やいじめの早期発見、早期対応の充実」、「ネットやブログでの新たないじめへの対策を検討してほしい」、「親へのケアを充実させてほしい(孤独な子育てをなくす、気軽に相談できる環境づくり、母親同士の仲間づくり、母親の自尊心を育てていく)」、「保護者の教育力を向上させるための取り組みが必要(「虐待」と「しつけ」の違いを考える機会の提供)」、「相談体制等、情報提供の充実」、「相談員の専門性の向上(専門職の配置)」、「地域への虐待に関する啓発」などの意見がありました。

【課題】

虐待やいじめへの対応に関する専門性の向上のために、研修会等への参加を促すとともに、関係機関との連携強化を図り、問題の発生予防、早期発見、早期対応を行う必要があります。

そのため、児童に対しては、命と人権を大切にする「心の教育」を一層推進し、保護者へは家庭での教育力を向上させるための講演や勉強会などの機会を設けることが重要となっています。

また、子育ては地域全体で行っていくことが望ましく、虐待に関しても地域の目が重要となっています。そのため、虐待に関する地域への理解を深める取り組みを行うとともに、虐待に関する通報の義務を周知する必要があります。

◇障がいのある子どもへの支援の充実

【現状】

障がいのある子どもへの教育の支援として、特別支援教育を実施し、すべての担当教員は研修会に参加することで指導力の向上に努めています。また、発達障がいのある子ども及び発達障がいの疑いのある子ども等の健全な発達を促すために、相談等の療育事業を実施し、また学齢期の障がいのある子どもが過ごす放課後・夏期休業期間等の余暇に一時預かりを行う障害児療育事業を実施しています。

すべての人が障がいに関する理解を早くから身につけることができるよう、市内の全小・中学校を福祉教育推進校に指定し、体験活動を授業に取り入れるとともに、障がいのある子どもと小・中学校との交流教育を行い、福祉教育の推進を図っています。

さらに、障害児保育事業として、保育所における障がいのある子どもの受け入れを円滑に推進し、障がいのある子どもの保育を実施するため、保育士の加配や幼稚園においても心身障害児補助員を配置しています。

【調査結果】

ヒアリング調査では、「保育士が抱えている障がいのある子どもについて、相生市内で相談できる場所を設置してほしい」、「学校に対して、障がい《関係機関》に関する情報提供を充実させてほしい」、「専門機関との情報交換や勉強会の実施をしてほしい」といった保育士や教員等への支援や、「発達の遅れに気づいたときに相談できる場所を教えてください」、「発達障がいのある子どもに対するきめ細かい対応や支援をしてほしい」、「障がいのある児童の学童保育の拡大をしてほしい」といった障がいのある子どもへのきめ細かい対応ができるような支援が必要といった声が聞かれました。

さらに「地域の担い手に対する障害理解の促進が必要」、「発達障害に関しても地域社会が理解していくことが重要」といった地域へ障がいに対する理解を促す取り組みが必要といった意見も聞かれました。

【課題】

すべての人が安心した生活を送ることができるように、障がいのある人に対する理解を地域全体で共有することが重要であり、障がいに関する広報・啓発を一層図る必要があります。また、障がいのある子どもへの支援をする保育士や教員が必要な情報を得、相談することができるような支援体制の整備が求められています。

第3章 基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、前期計画を踏襲し、次のとおりとします。

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つまち

結婚し家庭を築くことや子どもを生み育てることは、個人の自由な選択に委ねられることがらであり、また、子育ての第一義的な責任はその父母保護者にあることは言うまでもありません。しかし、子どもは次代を担うかけがえのない存在であり、子どもたちが共にいきいきと健やかに育ちあい、主体的に考え、行動する「生きる力」をもつことは、親や保護者だけでなくすべての市民の願いであるといえます。

そのため、本市の家庭、地域、学校、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で子育てを支え、すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ、成長していけるまちづくりを実現するために、基本理念を掲げ、子どもたちの豊かな心、人間性を育てるために、家庭のみならず社会全体での取り組みを進めます。

2 計画の基本目標

基本目標1 地域における子育て支援の推進

少子化や核家族化の進展、隣近所など地域とのかかわりが希薄化するなかで、子育て家庭が孤立し、悩みや不安を抱える保護者が増大しています。また、妊娠・出産後も働き続けたい女性が増加し、多様なニーズに対応できる子育て支援サービスが求められています。

そのため、すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、妊娠から子育てまでの一貫した相談や情報提供の充実、子育て家庭のニーズに応じた多様な保育サービスの充実、地域における子育て支援ネットワークの充実をめざし推進していきます。

基本目標2 ワーク・ライフ・バランスの推進

共働き世帯が増加し人々の生き方が多様化する中、働き方の選択肢が十分に整っていないことや、家庭や地域、職場などあらゆる場面で男女が平等に活躍できる社会となっていないことなどから、男性は仕事優先となりがちで、女性は子育ての負担が重くなり、仕事と子育ての二者択一を迫られるという状況にあります。

男女がともに仕事と子育てを両立できる社会づくりを進めるため、すべての企業の制度や環境の充実と、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けて積極的に働きかけるとともに、地域住民への意識の啓発など社会全体が仕事と生活に関する理解を深められるよう努めます。

基本目標3 母親や乳幼児などの健康確保と増進

安全な妊娠・出産のための母親の健康確保や、初めて出産を迎える母親の不安の解消が求められています。また、日常的・突発的な子どもの病気やケガは、子育てにおいて大きな不安となっており、子どもの事故や病気などの正しい知識の啓発や予防に関する取り組みを行うとともに、小児救急医療体制の整備といった一貫した体制が求められています。

子どもを安心して生み育てられるよう、母子の健康保持・疾病の予防や早期発見に対する体制の充実を図るとともに、将来、生活習慣病になることがないように、幼少期からの食生活や生活習慣、思春期における飲酒や喫煙、性感染症、薬物などに関する正しい知識の普及・啓発を行います。

さらに、必要なときに適切な医療が受けられるよう、医療体制の整備に努めます。

基本目標4 子どもにやさしい環境整備の充実

地域の中で、子どもが安心して、のびのび遊べるとともに、ゆとりを持って子どもを産み育てることができる環境が求められています。

子どもをはじめ、地域のすべての人が安全に、かつ安心して外出し様々な活動に参加できるよう、道路交通環境の安全の確保やバリアフリー化などを推進します。また、住み慣れた地域において交通事故や犯罪などに巻き込まれないよう、関係機関や団体と連携した取り組みに努めます。

基本目標5 教育環境の整備と健全育成の充実

核家族化や少子化、地域社会とのつながりの希薄化などの家庭や家庭を取り巻く社会状況が変化してきたことにより、子ども同士の交流や多くの人とのふれあい、様々な体験の機会が減少してきました。

子どもが基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーなど、「生きる力」の基本的な資質や能力を育成するために、しつけなどの家庭における教育力の向上、様々な体験の機会を提供する地域活動への支援等、社会全体で子どもを育む教育施策を充実していきます。

基本目標6 支援を必要とする子どもへの取り組みの充実

子どもの権利条約では、子どもの「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」という4つの権利を守ることが定められていますが、子どもを取り巻く状況をみると、虐待・いじめ・犯罪など子どもの権利が侵害される様々な行為が発生しています。特に虐待の急増は社会問題となっており、虐待の予防・早期発見・早期対応が必要とされています。

すべての子どもの人権や生命を守るため、虐待の予防・早期発見・早期対応のための取り組みを充実させるとともに、ひとり親家庭や発達への支援が必要な子どもなど、配慮を必要とする子どもや家庭への支援を充実していきます。

3 計画の体系

基本理念や基本目標を達成するために、計画の体系に沿って施策の方向を推進します。

基本理念	基本目標	施策の方向
次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つまち	1 地域における子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 育児相談、情報提供体制の充実 (2) 多様な子育て支援の充実 (3) 多様な保育サービスの充実 (4) 子育て支援ネットワークの推進
	2 ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 就労環境の整備 (2) 男女共同参画の推進
	3 母親や乳幼児などの健康確保と増進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 母子保健対策の充実 (2) 思春期保健対策の整備 (3) 小児医療の整備
	4 子どもにやさしい環境整備の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活環境の整備 (2) 子どもの安全・安心体制の整備
	5 教育環境の整備と健全育成の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 次代の親の育成 (2) 生きる力の育成に向けた教育内容の充実 (3) 幼児教育の充実 (4) 健全育成の充実 (5) 家庭や地域の教育力の向上 (6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	6 支援を必要とする子どもへの取り組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童虐待防止対策の整備 (2) ひとり親家庭の自立支援の推進 (3) 障がいのある子どもへの支援の充実

第4章 施策の展開

1 地域における子育て支援の推進

(1) 育児相談、情報提供体制の充実

◇子育てに関する情報提供体制の充実

子育て支援を推進するため、総合的な市内の情報提供体制を整備し、市窓口や子育て関連広報媒体、市のホームページ等、様々な情報媒体を通じて利用者の視点にたった情報提供の充実に努めます。

施策名	内容
子育て支援市内連絡会議の推進	子育て施策担当部署が連携を図り、子育て支援を推進するための情報の共有化等について検討、協議を行います。
子育て支援情報パンフレットの作成・配布	子育て支援情報パンフレット「子育てマップ」を作成し、母子健康手帳の交付時に配布するほか、子育て支援担当課や地域子育て支援拠点など市民が入手しやすい施設に配置します。
ホームページの充実	こどもイベントカレンダーや子育て関連情報を幅広く提供するため、ホームページの充実に図ります。

◇相談体制の整備・拡充

気軽に利用できる窓口や適切な助言、サービスの調整を実施するため、子育て支援事業として子育ての支援拠点を整備するとともに、電話での相談や地域の担い手による相談活動など、利用者のニーズや利用の増加に対応した相談体制の整備を推進します。

施策名	内容
健康110番	電話により、乳幼児の健康・保育に関する相談を行います。
なんでも健康相談	乳幼児の健康・保育に関する相談や健康づくり全般に関し、面接による相談を随時、個別に行います。
子育て学習活動推進事業の充実	子育て学習センターにおいて、子育ての悩みや不安解消の相談活動を通じ保護者の支援を行います。
家庭児童相談室の機能強化	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、事業の周知や関係機関との連携を強化して相談活動を行います。
地域子育て支援拠点(センター型)の整備	保育所1か所をセンター型の子育て支援拠点として拡充し、子育て家庭に対し、育児不安の相談・指導、育児支援事業を実施します。
民生児童委員・主任児童委員の周知、連携	地域において支援を必要とする児童・妊産婦・母子家庭等について、相談に応じ、利用できる制度・サービス等について助言し、問題の解決ができるよう、地域住民に周知し、連携して取り組みを進めます。

◇専門(的な)相談の充実

社会的な状況の変化などにより、より専門的なニーズをもった相談が増加しており、障がいに関する巡回相談や不妊相談など適切に対応できるように努めます。

施策名	内容
不妊相談の周知	県が実施している不妊専門相談や不妊治療費助成事業の啓発、パンフレットの提供を行います。
発達障害巡回相談	保育所等において発達障害巡回相談を実施し、発達障がいのある子どもの早期発見等に努めます。
すくすく相談	4か月、1歳6か月、3歳児健診受診者のうち、経過観察・指導が必要な乳幼児及び保護者に対し、個別相談を実施します。
子どもの心と言葉の相談	1歳6か月、3歳児健診受診者のうち、主に精神面で要精密検査が必要な乳幼児に対し、個別相談を実施します。
発達障害児療育事業	発達障がいのある子ども、発達障がいの疑いのある子ども及び保護者に対して発達相談を実施し、必要な児童等に対し訓練や検査を行います。

◇親支援に関する教育機会の充実

育児に関する正しい知識や情報を広めるため、子育て講座・講習など、子育てに関する学習の機会の充実を図るとともに、事業が周知されるようリーフレットの活用など幅広い情報提供に努めます。

施策名	内容
幼児教育センターの充実	家庭での教育力の充実・支援のため、相談・保護者への講演会・職員研修を実施します。
地域子育て支援拠点(センター型)の整備	保育所1か所をセンター型の子育て支援拠点として拡充し、子育ての悩みや不安を解消する親支援講座を開催します。
子育て学習活動推進事業の充実	子育て学習センターにおいて、子育ての悩みや不安を解消する親支援講座を開催します。

(2) 多様な子育て支援の充実

◇地域子育て支援拠点の充実

乳幼児またはその保護者が、社会から孤立したりストレスを感じることなく、子育てができるよう、保護者同士が相互に交流できる場所を提供し、子育てについての相談や情報提供、助言その他の援助ができるよう努めます。また、地域で活動する主任児童委員等と連携を深め、閉じこもりがちな保護者への働きかけを推進します。

施策名	内容
地域子育て支援拠点(センター型)の整備	保育所1か所をセンター型の子育て支援拠点として拡充し、子育て家庭に対し、育児不安の相談・指導、育児支援事業を実施します。
子育て学習活動推進事業の充実	ひろば型の子育て支援拠点として、子育て学習センターにおいて、子育ての不安や悩みに対応し、家庭や地域の教育力を高めるとともに、自主グループ活動の支援や相談業務等を通じて子育て中の親及び保護者を支援します。
まちの子育てひろばの推進	子育て中の親が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる地域の身近な拠点の整備を進めます。

◇子育て支援サービスの充実

専業主婦やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援が充実されるよう、利用者の増加に対応できる体制を整備するとともに、ファミリーサポートセンター事業など利用者が減少している事業に関しては情報提供に努めます。

施策名	内容
ファミリーサポートセンター事業	「育児の手助けをしてほしい人」と「育児の手助けができる人」が会員となり、子どもを預けたり、預かったり、育児相互援助活動を行うことにより、子育てがしやすい環境をつくります。
一時預かり事業	保護者の就労等により、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を保育所において一時的に保育を実施します。
子育て家庭ショートステイ事業	保護者が疾病等で児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童を児童養護施設等において養育・保護を実施します。
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	すべての乳児のいる家庭を訪問することによって、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。
養育支援訪問事業の推進	乳幼児全戸訪問事業等により把握した、①保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、②保護者に監護されることが不適切であると認められる児童及びその保護者、③出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、居宅において養育に関する相談、指導、助言その他の必要な支援の実施を進めます。

◇子育て家庭の経済的支援（費用負担軽減）

子どもを養育している家庭においては、心理的・身体的な負担のみならず、養育費や教育費、医療費などの経済的負担が大きくなっているため、乳幼児等医療費の助成やひとり親家庭への経済的支援など、子育て家庭において経済的負担が軽減されるよう努めます。

施策名	内容
乳幼児等医療費の助成	小学校3年生までの乳幼児等医療費の自己負担分を助成します。
こども医療費の助成	小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒の入院にかかる医療費の自己負担分の一部を助成します
児童手当の支給	小学校終了前までの児童を養育している者に支給します。
幼稚園就園奨励事業	保護者の所得に応じて、幼稚園の入園料及び保育料を減免します。
保育所保育料の負担軽減	保育所利用者の経済的負担の軽減を図るため、国の動向を踏まえながら、国の徴収基準額から軽減を行います。
重度心身障害者(児)医療費の助成	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者(児)に対し、医療費の自己負担分の一部を助成します。
重度心身障害者(児)福祉年金の支給	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、身体障害者手帳2級及び療育手帳B1または精神障害者保健福祉手帳2級判定、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者(児)に支給します。
障害児福祉手当の支給	障がいにより生じる特別な負担の軽減を図るため、在宅の20歳未満の重度障がいのある児童に対して手当を支給します。
重度心身障害者(児)介護手当の支給	重度身体障がいのある人(児)及び重度知的障がいのある人(児)のうち、在宅で6か月以上常時、臥床または同様の状態にある人を介護している人に支給します。
特別児童扶養手当の支給	身体または精神に重度・中度の障がいのある20歳未満の児童の養育者に手当を支給します。
心身障害児童就学奨励金の支給	特別支援学校(盲・聾・養護学校)に就学する心身障がいのある児童・生徒の保護者に支給します。
母子家庭等医療費の助成	母子家庭の母子、父子家庭の父子や父母のない児童に対し、医療費の自己負担分の一部を助成します。
児童扶養手当の支給	父と生計を共にできない18歳までの児童の養育者に対して手当を支給します。
生活困窮家庭児童及び生徒の修学旅行援助の実施	生活保護法により保護を受けている世帯等に対し、修学旅行の準備に要する経費の一部を支給します。
交通遺児激励金の支給	学校教育法第1条の学校に就学する児童及び生徒で交通事故によって父または母を失った者に支給する。

施策名	内容
就学援助事業	要保護及び準要保護世帯の小中学校の児童及び生徒の学資の一部を支給します。
奨学金の支給	経済的理由により修学が困難な者に対し、高等学校または高等専門学校で教育を受ける機会を与えるため、学資の援助を行います。

◇地域の子育てグループ活動への支援

育児ストレスや不安感などを抱える保護者が気軽に参加できるよう、身近な場所において自主的な子育てグループの結成を促すとともに、育児情報提供の充実や専門スタッフの派遣を行います。

施策名	内容
専門スタッフ派遣事業の充実	まちの子育てひろばに専門スタッフ(市の保健師、栄養士等)を派遣し、適切なアドバイスを行い、育児ストレスや不安感などを抱える保護者の支援を行います。
まちの子育てひろば活動の支援	まちの子育てひろば事業の開設時間等の拡充を図るため、まちの子育て広場への助成や支援を実施します。

(3) 多様な保育サービスの充実

◇保護者ニーズに応じた保育サービスの充実

保育サービスについては、保護者の就労等による意向を踏まえて整備することが必要であるため、保育ニーズの把握に努め随時検討を行うとともに、延長保育や一時預かりなど多様な保育サービスを継続して実施します。

施策名	内容
乳幼児保育事業	乳児の福祉増進を図るため、保育所において適切な保育条件のもとで乳児保育を実施します。
延長保育事業	延長保育を必要とする保護者の要望に対応するため、午後7時までの延長保育を実施します。
休日保育事業	休日に、保護者の勤務等により児童が保育に欠ける場合の保育需要に対応するため、休日保育事業を実施します。
保育所入所要件の緩和	保護者の求職活動中の保育の実施(実施期間:3か月)や育児休業を取得した場合における入所が必要な児童の継続保育を実施します。
一時預かり事業	保護者の就労等により、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を保育所において一時的に保育を実施します。
病児・病後児保育事業	病児・病後児保育の需要に対応するため、医療機関において病気の児童を一時的に保育できる場所の整備を進めます。
障害児保育事業	障がいのある児童の保育体制を整え、円滑な受入れを推進します。
子育て家庭ショートステイ事業	保護者が疾病等で児童の養育が一時的に困難になった場合、児童を児童福祉施設等において養育・保護します。

◇保育体制の充実

待機児童はいませんが、途中入所者について、保護者が希望する保育所への入所が困難な場合があるため、地域の特性に応じた保育体制の整備に努めます。

施策名	内容
保育体制の整備	保育ニーズの把握に努め、地域特性に応じた保育所の効率的な整備を進めるとともに、必要に応じ保育定員の見直しを行います。

◇安心で快適な保育環境の整備

安全で快適な保育環境を確保するため、保育所施設の改修や設備維持などの整備を進めるとともに、多様な保育サービスへ対応できる保育所の整備も検討します。

施策名	内容
保育環境の整備	安全で快適な保育環境となるよう、必要に応じて施設の改修・整備を行います。

◇保育サービスの質の向上

保育サービスの利用者による選択、または子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心確保の観点から、保育サービスに関する情報提供や研修機会の充実、サービス評価等の仕組みの導入を進めます。

施策名	内容
保育の質の向上	保育の質の向上、保育士の専門性の向上・質の向上を図るため研修の実施を進めます。
保育サービスの第三者評価制度の導入	保育サービスの質を担保する観点から、サービス評価制度の導入を促進します。

◇放課後児童対策の推進

放課後児童の健全育成を図るため、地域における放課後児童保育や放課後子ども教室を推進するとともに、地域の特性を活用した取り組みの実施や体制づくり、質の確保に努めます。

施策名	内容
放課後児童保育事業	小学校に就学している1～3年生の児童(運営に支障がない場合は4年生も対象)で、放課後家庭において保護者の保育に欠ける児童の保育を実施します。
放課後子ども教室推進事業	開設小学校に就学している全児童を対象に、放課後に児童が安全で健やかに過ごせる活動場所を確保します。

(4) 子育て支援ネットワークの推進

◇民生児童委員、主任児童委員等の活動の周知と連携強化

市や子育て支援サービスの情報提供や相談を身近な地域で受けることができるよう、地域の窓口となる民生児童委員や主任児童委員等の活動に関する情報提供に努めます。また、児童虐待の早期発見には民生児童委員や主任児童委員等との連携が求められており、民生児童委員や主任児童委員等の質の向上にも努めます。

施策名	内容
民生児童委員、主任児童委員の周知・連携	地域において支援を必要とする児童・妊産婦・母子家庭等について、相談に応じ、利用できる制度・サービス等について助言し、問題の解決ができるよう、地域住民に周知し、連携して取り組みを進めます。

◇保育所や幼稚園の子育て支援機能の推進

保育所が子育て中の家庭にとって最も身近な子育て支援の場となるよう、相談事業や交流事業を推進します。また、保育所を利用していない子育て家庭に対しても気軽に利用できるよう事業の情報提供に努めます。

施策名	内容
地域交流活動の推進	保育所や幼稚園において、地域と交流し、地域の需要に応じた幅広い活動を推進します。
地域子育て支援拠点(センター型)の整備	保育所1か所をセンター型の子育て支援拠点として拡充し、子育て家庭に対し、育児不安の相談・指導、育児支援事業を実施します。

◇子育て支援ネットワークの構築

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供することが可能となるよう、また、サービスの質の向上を図るため、相生市子育てネットワーク推進協議会の活動の充実に努めます。

施策名	内容
子育て応援ネット(地域子育てネットワーク事業)の充実	行政、子育て支援団体が協働し、地域ぐるみで子育て家庭を支援するネットワークづくりの充実に努めます。

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 就労環境の整備

◇仕事と子育ての両立を推進するための意識啓発

仕事と生活の調和の実現に向け労働者や事業主、地域住民の理解を促進するため、関係機関と連携を図りながら広報・啓発に努めます。

施策名	内容
仕事と子育ての両立を推進するための意識啓発	商工会議所・ハローワークと連携し、労働者や事業主に対し、次世代育成支援対策推進法等の関係法制度や一般事業主行動計画に関する広報に努め、意識啓発を行います。

◇職場復帰や再就職に向けた支援の充実

育児休業取得後の職場への復帰や退職後の再就職を支援するため、女性の就職に関する講座や研修会等を関係機関と連携し実施します。

施策名	内容
職場復帰や再就職に向けた支援	妊娠・出産・育児等の理由により退職した人の職場復帰や再就職に向けた支援情報コーナーを設置します。

◇地域における両立支援のための基盤整備

女性の社会参加の高まり、就労形態の多様化に対応し、子育てと仕事の両立を支援する基盤整備など、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。

施策名	内容
乳幼児保育事業	乳児の福祉増進を図るため、保育所において適切な保育条件のもとで乳児保育を実施します。
延長保育事業	延長保育を必要とする保護者の要望に対応するため、午後7時までの延長保育を実施します。
休日保育事業	休日に、保護者の勤務等により児童が保育に欠ける場合の保育需要に対応するため、休日保育事業を実施します。
保育所入所要件の緩和	保護者の求職活動中の保育の実施(実施期間:3か月)や育児休業を取得した場合における入所が必要な児童の継続保育を実施します。
子育て家庭ショートステイ事業	保護者が疾病等で児童の養育が一時的に困難になった場合、児童を児童福祉施設等において養育・保護します。
一時預かり事業	保護者の就労等により、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を保育所において一時的に保育を実施します。
病児・病後児保育事業	病児・病後児保育の需要に対応するため、医療機関において病気の児童を一時的に保育できる場所の整備を進めます。
放課後児童保育事業	小学校に就学している1～3年生の児童(運営に支障がない場合は4年生も対象)で、放課後家庭において保護者の保育に欠ける児童の保育を実施します。
ファミリーサポートセンター事業	「育児の手助けをしてほしい人」と「育児の手助けができる人」が会員となり、子どもを預けたり、預かったり、相互援助活動を行うことにより、労働者が仕事と育児を両立し、安心して働くことが出来る環境をつくります。

(2) 男女共同参画の推進

◇男女共同参画による子育て意識の啓発

家庭において子育てをすることの大切さを啓発するために、各種講座や講演会等を開催します。特に男性の参加を促進するため、参加しやすい内容や開催日時に配慮します。

施策名	内容
男性の育児参加の促進	男性の育児参加を促すため、男性を含めた講座・教室等を開催します。
子育て学習活動推進事業の充実	就学前の幼児とその父親等を対象に遊びのプログラムを開催します。

◇相生市男女共同参画プランの推進

男女が共に自立し、責任を分かち合う対等なパートナーシップを確立し、豊かで充実した生活を送ることができる社会を実現するため、「相生市男女共同参画プラン」に則した取り組みを推進します。

施策名	内容
相生市男女共同参画プランの推進	男女共同参画社会の実現を目指して、男女共同参画の分野で活動するグループと協働で市民の意識啓発を推進するためフォーラムを開催します。

3 母親や乳幼児などの健康確保と増進

(1) 母子保健対策の充実

◇健康診査事業の充実

乳幼児を対象に、疾病や障がいの早期発見、早期対応を図るため健康診査を行います。また、健康診査の未受診者に対し、受診勧奨を進めることで、受診率の向上をめざし、訪問指導等により対象者全員の健康状態等の把握に努めます。さらに、健康診査等を活用し、保健指導や子育てなどに関する悩み相談を実施するとともに、親の健康状態や育児状況などの把握を行い、安心して健全な子育てができるよう内容の充実に取り組みます。

施策名	内容
4か月児健康診査	3～4か月の乳児に対し、母子保健法に基づき、健康診査を実施します。
1歳6か月児健康診査	1歳6～7か月の幼児に対し、母子保健法に基づき、健康診査及び歯科健診を実施します。
3歳児健康診査	3歳6～7か月の幼児に対し、母子保健法に基づき、健康診査及び歯科健診を実施します。
妊娠健康診査助成事業	申請のあった妊婦に対し、妊婦健康診査にかかる費用について助成します。
2歳児歯科健診	2歳6～8か月児に対し、母子保健法に基づき歯科健診を実施します。

◇疾病や障がいの早期発見・治療・療育支援体制の充実

障がいの早期発見・早期治療・早期療育を図るとともに、子どもの問題を保護者と共有するため、保育所や保健センターなどの関係機関と連携し、保護者の相談に対応できるよう努めます。

施策名	内容
発達障害巡回相談	保育所等において発達障害巡回相談を実施し、発達障がいのある子どもの早期発見等に努めます。
すくすく相談	4か月、1歳6か月、3歳児健診受診者のうち、経過観察・指導が必要な乳幼児及び保護者に対し、個別相談を実施します。
子どもの心と言葉の相談	1歳6か月、3歳児健診受診者のうち、主に精神面で精密検査が必要な乳幼児に対し、個別相談を実施します。
発達障害児療育事業	発達障がいのある子ども、発達障がいの疑いのある子ども及び保護者に対して発達相談を実施し、必要な児童等に対し訓練や検査を行います。

◇訪問指導の推進

育児不安の解消や児童の養育を支援するため、問題の予防や早期発見に努めるとともに、関係機関と連携し支援を行います。また、子育て家庭への訪問では、児童虐待の早期発見の役割も担うため、訪問スタッフの研修等による質の向上を図ります。

施策名	内容
新生児訪問指導	新生児訪問希望者に対し、保健師が家庭を訪問し、訪問指導を実施します。
妊産婦・乳幼児訪問指導	妊産婦及び経過観察等の必要な乳幼児または保護者に対し、保健師が家庭を訪問し、訪問指導を実施します。
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	すべての乳児のいる家庭を訪問することによって、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の支援を行います。
養育支援訪問事業の推進	乳幼児全戸訪問事業等により把握した、①保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、②保護者に監護されることが不適切であると認められる児童及びその保護者、③出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、居宅において養育に関する相談、指導、助言その他の必要な支援の実施を進めます。

◇食育の推進

食事の偏り、朝食の欠食、家族そろった食事の機会の減少などに対して、乳幼児期からの健全な食生活習慣を確立する必要があります。食育推進計画にもとづき、保護者に対して食に関する正しい知識を普及・啓発するとともに、乳幼児健診等での健康教育や啓発用のリーフレットを作成します。

施策名	内容
離乳食教室	3～4か月の乳児とその保護者に対し、離乳食に関する集団及び個別指導を実施します。
幼稚園、保育所等における食育の推進	幼稚園や保育所等において、食に関する学習機会の確保や情報提供に努めます。

◇予防接種の推進

予防接種の意義や重要性及び疾病に対する正しい知識の普及に努め、予防接種を受けやすい環境の整備や予防接種実施の場所・日時の周知を図ります。

施策名	内容
定期予防接種	市内 16 医療機関にて個別で通年実施(三種・二種混合、二種混合、風疹、麻疹、MR、日本脳炎、BCG)、ポリオのみ集団接種(前期後期4日間ずつ)MRの対象者を中1、高3に拡大して実施します。

◇子どもの事故防止の啓発

幼児健康診査や健康相談、訪問指導等において、パンフレットを配布します。また、個別指導により、誤飲・転倒・やけどなど、子どもの事故防止のための啓発を行います。

施策名	内容
事故防止の啓発	新生児訪問指導、4か月、1歳6か月、3歳児健康診査時にパンフレットを配布し、子どもの事故防止の啓発を行います。

(2) 思春期保健対策の整備

◇性に関する健全な意識の育成と正しい知識の普及

思春期における性の問題に対応するため、子どもの発達段階を踏まえつつ、性に関する健全な意識づくりや各種感染症の予防、エイズに関する指導を含む性教育を実施します。

施策名	内容
性教育の実施	小・中学校における学級活動や保健体育の時間に、生命の尊さや男女の性差の正しい理解ができるよう性教育を実施します

◇思春期相談の充実

思春期の心の問題に対応できる専門的な知識や技術を持った担当者の確保を図るとともに、不安や悩みを持つ児童・生徒が気軽に相談できるよう周知を行います。

施策名	内容
スクールカウンセラー等の配置	暴力行為、いじめ、不登校等の児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決のため、学校等における教育相談体制の充実を図るため、「心の専門家」である臨床心理士等を配置します。
思春期相談の実施	保健師による思春期相談を実施します。
家庭児童相談室の機能強化	思春期問題に対応するため、相談員の研修会等への参加を進め、関係機関との連携強化に努めます。

◇飲酒や喫煙、薬物が健康に及ぼす害に関する啓発

未成年者の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、それらの健康に及ぼす影響について正しい情報提供と啓発を行います。

施策名	内容
喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発	小・中学校の教員を対象とした薬物乱用防止のための研修を実施します。 喫煙・飲酒・薬物乱用防止のチラシやパンフレットを配布し、正しい情報提供と啓発を実施します。

(3) 小児医療の整備

◇小児医療体制の整備

子育て中の親にとって大きな心配事の一つは、子どもの急病やけがであり、乳幼児を持つ親の小児救急医療へ期待の高まりが指摘されています。そのため、休日や夜間、救急の医療を受けられるように、医師会や医療圏域の医療機関との連携を深めます。また、医療環境の向上・継続のために、子育て家庭に向け正しい受診に関する啓発を行います。

施策名	内容
小児科救急医療対応病院群輪番制運営事業	救急業務の初期医療を行う医療機関では処置が困難な小児科救急患者診療を赤穂市医師会に委託し、輪番制方式(2病院)で実施します。
正しい受診に関する啓発	新生児訪問や乳幼児家庭全戸訪問事業において、パンフレットの配布や小児救急電話相談の利用を促進し、正しい受診に関する啓発を行います。

4 子どもにやさしい環境整備の充実

(1) 生活環境の整備

◇福祉のまちづくりの推進

妊産婦や子ども連れでも安心して外出できるすべての人にやさしいまちづくりを推進するため、不特定多数の人が利用する建物へのスロープやエレベーターの設置、歩道の段差の解消等、バリアフリー化に努めます。また、妊産婦等への理解を深める「心のバリアフリー」に取り組みます。

施策名	内容
福祉のまちづくり重点地区整備計画の推進	「福祉のまちづくり重点地区整備計画」に基づく整備計画を推進し、すべての人にとって利用しやすいまちづくりに努めます。
妊産婦に対する配慮の意識啓発	「マタニティマーク入りキーホルダー」の配布や啓発ポスターを掲示し妊産婦への配慮の意識啓発を行います。

◇子ども連れでも外出しやすい環境の整備促進

小さな子ども連れでも気兼ねなく外出できるよう、赤ちゃんの駅事業を推進するとともに、地域社会全体で子育て家庭を支援するといった気運を育めるよう地域住民への意識啓発を行います。また、安全・安心な歩行空間の改良に努めます。

施策名	内容
歩道改良の推進	安全・安心な歩道改良を行います。
赤ちゃんの駅事業の推進	乳幼児を抱える保護者が外出中にオムツ替えや授乳などで立ち寄ることができるよう保育所、公共施設、まちの駅等を「赤ちゃんの駅」に指定し、地域社会全体で子育てを支援する取り組みを推進します。

◇子育てに適した住環境等の整備

子どもと保護者が安心してのびのび遊べるよう、公園の整備や遊具の設置を行うとともに、家庭を築き、子どもを産み育てたいと思う男女が、その希望を実現できるよう居住環境整備への支援を行います。

施策名	内容
都市公園の整備	街区公園2か所の整備計画を進めます。 公園に設置されている遊具については、定期的に点検整備を行います。 地域住民と協働で、公園の清掃等公園の美化・環境整備を実施します。
子どもの遊び場設置等補助 交付金の推進	地域の団体が設置管理するや子どもの遊び場の遊具等の設置の助成を行います。
若者定住促進奨励金支給 事業	平成 21 年度から平成 25 年度の間、自己が居住する住宅する住宅を新築または購入した 40 歳未満の者を対象に、当該奨励金交付要綱に基づき月額 1 万円の奨励金を5年間交付します。

(2) 子どもの安全・安心体制の整備

◇交通安全対策の推進

交通法規違反、マナー欠如による自転車事故などが増加しており、子どもを交通事故の危険から守るため、引き続き交通安全教室を行うとともに、地域住民に対しても交通マナー向上のための啓発に努めます。

施策名	内容
子ども交通安全教室	警察・交通安全協会と連携し、市内の保育所・幼稚園・小学校1年生を対象に、交通安全教室を実施します。
自転車安全教室	警察・交通安全協会と連携し、市内の小学校3年生を対象に、自転車安全教室を実施します。
乳幼児交通安全教室	子育て学習センター・まちの子育てひろば・ファミリーサポートセンター等乳幼児の保護者を対象とした研修会で、警察と連携し、チャイルドシート着用の徹底等の啓発を行います。

◇防犯対策の推進

子どもが犯罪の被害に遭う事件が後を絶たず、保護者や子どもなどにも不安が広がっており、子どもが犯罪の被害に遭わない地域づくりが必要です。関係機関や団体と連携した防犯活動を行います。

施策名	内容
青色回転灯装着車運行事業の推進	犯罪を未然に防止し安全で安心して暮らせるまちづくりをめざし、市民が協力し結成した「防犯グループ」等の活動を支援します。
子どもを守る110番事業	小・中学校児童・生徒の通学・帰宅途上の犯罪などの危険から守るため、防犯協会、地域住民、事業所と協力し、「こどもを守るまちの駅」ののぼりや「子ども110番」の小旗を設置し、防犯の啓発を行います。

◇被害にあった子どもの保護の推進

犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの心のケアや親への支援を行うため、学校や関係機関との連携に努めます。

施策名	内容
スクールカウンセラー等の充実	暴力行為、いじめ等の被害にあった児童・生徒への対応のため、学校等における相談体制の充実を図るため、「心の専門家」である臨床心理士等を配置します。
家庭児童相談室の機能強化	暴力行為、いじめ、児童虐待等の問題に対応するため、相談員の研修会等への参加を進め、関係機関との連携強化に努めます。

5 教育環境の整備と健全育成の充実

(1) 次代の親の育成

子どもを産み育てることの意義や、子ども・家庭の大切さを理解できるよう、学校や家庭、地域と連携し、保育所や幼稚園等での職場体験における乳幼児とのふれあいの機会を充実します。

施策名	内容
トライやる・ウィーク	中学2年生を対象にトライやる・ウィークで保育所や幼稚園の乳幼児とのふれあいの機会を充実します。
中・高校生との交流事業の推進	乳幼児とふれあう体験や学習の機会を提供するため、保育所や幼稚園で中・高校生との交流を図ります。

(2) 生きる力の育成に向けた教育内容の充実

◇基礎となる学力の定着と向上

地域に根ざした学校づくりを進め、教育方法・内容の向上に向けて検討し、子ども一人ひとりの個性に応じた資質や能力を育めるよう、基礎となる学力の定着と向上を図ります。

施策名	内容
わくわくチャレンジ学習事業	小・中学校児童・生徒の基礎学力の定着を目的とし、「わくわくチャレンジ学習ドリル」の活用を行います。

◇豊かな心の育成

いじめや不登校といった問題に対応するため、スクールカウンセラーを活用するとともに、問題の多様化や増加に対応できるように関係機関との連携や教職員の質の向上に努めます。

施策名	内容
スクールカウンセラーの配置	いじめや不登校児童生徒の早期発見と早期対応に努めるため、小・中学校にスクールカウンセラーを配置し相談に応じます。
適応教室	小・中学校の不登校児童・生徒に対して心のケアを中心に生活面と学習面の指導にあたり、自立と学校復帰への支援を図っていきます。

◇体験的な学習機会の充実

社会環境の変化に柔軟に対応ができるよう、体験的な学習機会を充実させるとともに、地域や学校との連携・協力を得て地域全体で取り組みを推進します。

施策名	内容
環境体験	小学校3年生を対象に、命の営みやつながり、命の大切さを学ぶため、自然の中で一粒の種を世話し続けることにより、花が咲き、実がなるといった体験など、自然にふれあう体験型環境学習を実施します。
自然学校	小学校5年生を対象に心身ともに調和のとれた健全な児童の育成を図るため、豊かな自然環境の中で集団宿泊生活を通じて自然とのふれあい体験を実施します。
トライやる・ウィーク	中学校2年生を対象に、様々な体験活動を実施することにより、地域に学び、自分を見つめ、他人を思いやる心情を育てるとともに、自律性を高め、「生きる力」を育むことを目指す学校教育活動を推進します。

◇地域に信頼される学校づくりの推進

市内の小・中学校に学校評議員を設置し、保護者や地域の人たちから学校運営に関する意見を聞き、教育への反映や地域全体で子どもを見守る意識の醸成を図るとともに、小・中学校での自己評価の実施やホームページ等情報公開を充実させ、開かれた学校づくりに努めます。

施策名	内容
オープンスクール	オープンスクールを全小・中学校で実施します。

(3) 幼児教育の充実

◇幼児教育の質の向上

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎となるため、研修等による質の向上、指導力の向上に努め、幼稚園や保育所を通じた幼児教育全体の質の向上を図ります。

また、幼稚園と保育所の連携を強化し、それぞれの機能を生かした教育の充実を図ります。

施策名	内容
幼稚園教育課程実践推進事業	子どもを取り巻く環境の変化から、基本的な生活習慣の欠如・自制心や規範意識の希薄化、コミュニケーション能力不足等の幼児の現状を踏まえ、幼児生活及び発達や学びの連続性を確保し、計画的に環境を構成することを通して、幼児の健やかな成長を促していきます。

◇幼児教育と小学校教育の連携強化

子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な連続性を図る必要があります。そのためには、保育所、幼稚園、小学校の相互理解を図るとともに、児童の交流活動や職員に対する研修の機会を設けます。

施策名	内容
幼児教育センターの充実	家庭での教育力の充実・支援のため、職員研修を実施します。
保育所・幼稚園との交流活動の推進	保育所・幼稚園の児童と小学生生徒の交流活動を実施します。

(4) 健全育成の充実

◇子どもの居場所づくりの推進

子どもの減少は、遊びを通じての仲間づくりや社会性の発達の遅れにも影響があります。すべての子どもを対象に、放課後や週末等に地域住民の協力を得て、学習や様々な体験活動を行うことができる居場所づくりとして、放課後子ども教室推進事業を推進します。また、地域全体で子育てを推進するという観点から、地域住民への啓発とボランティア指導員の確保に努めます。

施策名	内容
放課後子ども教室推進事業	子どもが安全で健やかに過ごせる居場所を確保し、総合的な放課後対策を実施します。

◇多様な体験活動の推進

児童の豊かな人間性と健全な発達を促すため、社会体験やボランティア活動を推進します。また、児童や家庭、学校に対し周知啓発を行うことで、事業への参加を促します。

施策名	内容
相生子どもチャレンジパスポート	小学生を対象に相生子どもチャレンジパスポートを作成し、自然・生活体験事業への参加を促し、児童の健全な育成や家庭における教育力の向上を図ります。

◇地域交流の場の充実

学校をはじめとする公共施設をできるだけ子育て中の親子が利用できるように開放します。多くの人に参加できるように情報提供を行うとともに、親子が一緒に参加しやすい内容となるよう、ニーズの把握に努めます。

施策名	内容
公民館等の活用	親子(子ども)向けの講座を開催します。

◇地域の伝統文化を学ぶ機会の充実

地域に伝わる伝統行事や祭り、文化財の保護活動を通じて、子どもたちが地域の伝統文化について学ぶ機会を提供し、地域文化の継承、発展に努めます。

施策名	内容
伝統文化子ども教室の実施	守り伝えられてきた伝統文化を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子どもたちが歴史、伝統、文化に対する関心や理解を深め、尊重する姿勢を養い、豊かな人間性を育みます。

(5) 家庭や地域の教育力の向上

◇家庭教育への支援

地域において、子育てに関する学習機会や情報提供、相談や専門的な人材の養成など、家庭教育に関する取り組みを関係機関が連携して行うとともに、親子を対象とした催しや学習の機会の充実に努めます。

施策名	内容
家庭教育学級の推進	PTCA活動において家庭における基本的習慣や社会性、創造性を身につけさせるため、幼稚園、小・中学校で実施し、実践発表会を開催します。

◇地域教育への支援

子どもが健やかに育つため、学校や家庭、地域が相互に連携し、社会全体で子どもを育てていく必要があります。子ども会活動や世代間交流活動、スポーツ活動などの整備を図り、地域の教育力の向上をめざします。

施策名	内容
子ども会への支援	子ども会への補助金の交付を行います。
スポーツクラブ21ひょうご事業	市内クラブと連携し、地域の特徴を生かした、地域スポーツ活動を支援します。

(6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

◇犯罪被害防止対策の啓発

子どもの犯罪被害が増加しており、犯罪へ巻き込まれることを未然に防止するために、インターネットや携帯電話の利用に対する教育を行うとともに、家庭に対しても有害情報のフィルタリングを実施するように啓発します。

施策名	内容
補導・育成活動の充実	青少年の非行を防止し、その健全な育成を図ることを目的とし、補導活動や教育相談を実施します。

◇関係機関等の連携強化による取り組みの推進

有害なメディアによる子どもへの悪影響が懸念されるため、関係機関・団体、PTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力して、関連業界に対する自主的措置の啓発に努めます。また、地域や学校、家庭における情報モラル教育を推進します。

施策名	内容
青少年健全育成活動の推進	家庭・学校・地域が連携を強め、青少年の非行防止、安全確保に努めます。 有害な内容の出版物や不健全な施設等、青少年を取り巻く環境の浄化に努めます。

6 支援を必要とする子どもへの取り組みの充実

(1) 児童虐待防止対策の整備

◇児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応の推進

児童虐待を予防するため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、妊娠・出産・育児期に支援を必要とする家庭を早期に把握することに努めます。また、虐待の早期発見には、民生児童委員・主任児童委員等と積極的に連携を図るとともに、地域住民に対しても、児童虐待はあってはならないという意識づくりや虐待の通報義務の周知を図ります。

施策名	内容
民生児童委員・主任児童委員の周知、連携	地域において支援を必要とする児童・妊産婦・母子家庭等について、相談に応じ、利用できる制度・サービス等について助言し、問題の解決ができるよう、地域住民に周知し、連携して取り組みを進めます。
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	すべての乳児のいる家庭を訪問することによって、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の支援を行います。
家庭児童相談室の 機能強化	研修の機会を確保し、専門性の向上を図り、関係機関と連携を図りながら、児童虐待の早期発見や適切な対応がとれるよう機能強化に努めます。

◇児童虐待のネットワーク化の推進

福祉関係者や医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを見守る支援体制である相生市要保護児童対策地域協議会の強化を行い、相互に情報の共有を図り、個別ケースの解決につながるよう取り組みを進めます。

施策名	内容
要保護児童対策 地域協議会の強化	要保護児童等について、定期的に実務者会議を開催し、関係機関が連携し、適切な支援ができる体制を整えます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

◇ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るために、子育て生活支援や就業支援、養育費の確保、経済的支援について、総合的な対策に努めるとともに、事業や施策がひとり親家庭へ周知されるよう、母子自立支援員の相談を活用し情報提供に努めます。

施策名	内容
母子自立支援員活動の充実	母子自立支援員の資質の向上を図るため、研修機会を確保し、母子家庭等の自立に向けた適切な相談・指導支援活動ができるように努めます。

(3) 障がいのある子どもへの支援の充実

◇障がいのある子どもへの支援に対する連携体制の確立

地域自立支援協議会を中心として幼稚園や保育所、学校等、関係機関の連携を強化し、障がいのある子どもたちにとって生活しやすい環境をつくとともに、家庭への適切な支援を行います。

施策名	内容
地域自立支援協議会による支援強化	地域自立支援協議会を活用し、関係機関と連携を図りながら、障がいのある子どもや保護者のライフステージに応じた自立支援を行うよう努めます。

◇特別支援教育の充実

学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障がいのある子どもは増加している傾向にあり、障がいのある児童に応じた適切な支援を行うことが必要です。そのため特別支援教育コーディネーターと連携を図るとともに、教員の資質や指導力の向上のため研修の充実を図ります。また、研究会等の実施により、特別支援教育の改善・向上に努めます。

施策名	内容
特別支援教育の充実	障がいの能力・適性等に対応し、その能力を最大限に伸ばすための適正な教育的対応、指導を行う体制を整えます。

◇交流教育等の推進

障がいのある児童に対する正しい理解と認識を深め、同時に障がいのある児童の豊かな人間形成を促進するため、障がいのある児童に対する理解の推進や交流教育、福祉教育を小・中学生に実施します。

施策名	内容
交流教育推進事業	障がいのある児童に対する正しい理解と認識を深め、障がいのある児童の豊かな人間形成を推進するため交流教育を推進します。
福祉教育の推進	市内全小・中学校を福祉教育推進校に指定し、福祉教育を推進します。

◇障害児療育の充実

乳幼児健康診査や発達障害巡回相談等によって障がいの早期発見に努めるとともに、円滑な治療・療育への移行をめざします。また、現在実施している療育事業について、機能訓練等事業内容の拡充や関係職員の研修を行い、事業の充実を図ります。

施策名	内容
発達障害児療育事業の充実	発達障がいのある子ども及び発達障がいの疑いのある子ども等の健全な発達を促し、自立及び社会参加の促進に資することを目的に、訓練、相談等の療育事業を実施するとともに、学齢期の障がいのある児童が過ごす放課後・夏期休暇の余暇に一時預かり等を行います。

◇就学指導の充実

障がいのある児童・生徒の実態を的確に把握するとともに、本人や保護者の意見を十分に聴くことができるよう、就学指導委員会を開催し、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学指導が行われるよう努めます。

施策名	内容
就学指導の充実	就学指導委員会を開催し、適切な就学指導を行います。

◇教育相談の充実

小・中学校、関連施設において、きめ細かい教育相談に応じられるよう、教育、福祉、医療等の関係機関の連携を強化するとともに、専門員の配置等質の高い相談事業体制づくりに努めます。

施策名	内容
教育相談の充実	臨床心理士や少年育成センター職員による専門相談を実施します。 訪問相談や電話相談を実施します。

◇障害児保育等の充実

障害児保育を充実させ、一人ひとりの障がいの特性を理解した保育が行えるよう、保育の質の向上に努めるとともに、幼稚園においても、必要に応じ特別支援補助員等の配置をすすめ、障がいのある子どもが地域の保育所や幼稚園での保育や教育が受けられるよう努めます。

また、母親の就労により保育にかける障がいのある子どもの受け入れを推進するため、保育所や放課後児童健全育成においても配慮されるよう努めます。

施策名	内容
障害児保育事業の充実	幼稚園における障がいのある子どもの受け入れを円滑に推進するため、心身障害児支援補助員を配置します。 保育所における障がいのある子どもの受け入れを円滑に推進するため、必要に応じて保育士の加配を行います。
放課後児童保育事業	小学校に就学している1～3年生の児童(運営に支障がない場合は4年生も対象)で、放課後家庭において保護者の保育に欠ける児童の保育を実施する放課後児童保育事業について、施設の状況を考慮しながら補助員を配置し、障がいのある子どもの保育を実施します。

第5章 計画の推進

1 庁内推進体制の整備

本計画は、福祉、保健、教育、男女共同参画、交通安全など広範な分野にわたるため、庁内関係各課との連携を強化し、効果的・効率的な施策の展開を図るとともに、行政内部で横断的に次世代育成支援にかかわる問題や課題を担当できる組織の検討を行います。

2 関係機関等との連携・協働

地域全体で子育てを支援し、子育て家庭がより一層地域とかがわることができるよう、地域における子育て支援の推進を図っていきます。そのため、各種関係・団体等との連携を行い、子育て環境の充実した地域社会づくりに努めます。

3 計画の進行管理

前期計画に引き続き本計画をさらに推進するため、次に示す計画の目標事業量の進捗状況を定期的に把握するとともに、第4章の施策の展開で個別施策に記載されている内容の達成に関する点検・評価を行い、その結果を市民に公表します。

また、その結果を毎年度の事業等に反映させる、計画(P l a n)、実行(D o)、評価(C h e c k)、改善(A c t i o n)のサイクル(P D C Aサイクル)により推進するとともに、相生市次世代育成支援対策推進協議会に報告し、提言を受け施策に反映させていきます。

4 計画の目標事業量（特定事業）

事業名及び事業内容	前期計画目標値 (平成 21 年度)	実施状況 (平成 21 年度)	本計画目標値 (平成 26 年度)
①通常保育事業 保育所で乳幼児の保育を行います。	定員 243 人	定員 243 人	定員 262 人
②延長保育事業 午後 7 時まで時間を延長して保育を行います。	5 か所	5 か所	5 か所
③休日保育事業 日曜日、祝祭日等の休日及び 12 月 29 日から 30 日に保育を行います。	未設定	1 か所 定員 10 人	1 か所 定員 10 人
④放課後児童健全育成事業 小学校 1～4 年生の児童で、放課後、家庭において保護者の保育にかける児童の保育を行います。	5 か所 定員 155 人	7 か所 定員 195 人	7 か所 定員 195 人
⑤病児・病後児保育事業（施設型） 子どもが病気の回復期に向かっている、または、病気のため保育所などに通えない期間に、保護者が仕事などのために家庭で保育ができない場合に保育を行います。	未設定	未実施	1 か所 延べ利用日数 723 日
⑥子育て短期支援事業 （ショートステイ事業） 保護者が疾病等で児童の養育が一時的に困難になった場合、児童を児童福祉施設等において養育、保護します。	2 か所	3 か所	3 か所
⑦一時預かり事業 保護者の急な用事や家族の看病に行くとき、不定期な仕事のときなどに、保育の対象とならない乳幼児を 1 日単位で預かります。	1 か所	4 か所	5 か所 延べ利用日数 2,410 日
⑧ファミリーサポートセンター事業 「子育ての手助けをして欲しい人」と「手助けをしてあげたい人」が相互援助する会員組織です。	1 か所	1 か所	1 か所
⑨地域子育て支援拠点事業 子育てに関する相談や支援事業を行うとともに、妊娠中から継続した支援を行います。	1 か所	2 か所	2 か所

※ 上記項目に掲載していない他の特定事業（夜間保育事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）、特定保育事業）については、本計画期間の目標値設定は行いません。ただし、子育て家庭のニーズの把握に努め、必要に応じて検討します。